

# 第122回 佐用町議会[定例]会議録 (第3日)

令和7年9月11日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ 炙	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	7番	児 玉 雅 善		
		※午後1時30分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
職員職氏名	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 逸 典 章	教 育 長	大 森 一 繁
	総 務 課 長	笛 谷 一 博	情 報 政 策 課 長	時 政 典 孝
	企 画 防 災 課 長	大 下 順 世	税 务 課 長	大 上 崇
	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎	健 康 福 祉 課 長	間 嶋 節 夫
	高 年 介 護 課 長	山 崎 二 郎	農 林 振 興 課 長	井 土 達 也
	商 工 觀 光 課 長	諏 訪 弘	建 設 課 長	平 井 誠 悟
	上 下 水 道 課 長	古 市 宏 和	上 月 支 所 長	大 上 千 佳
	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘	三 日 月 支 所 長	稻 田 俊 美
	会 計 課 長	森 田 和 樹	教 育 課 長	三 浦 秀 忠
	生 涯 学 習 課 長	高 見 浩 樹		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、並びに、町当局の皆様には、昨日に引き続きご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、児玉議員より病気治療通院のため午後から出席の届出があり、受理しておりますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

それでは、日程に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、5番議席、大内将広議員の発言を許可します。大内将広議員。

〔5番 大内将広君 登壇〕

5番（大内将広君） 改めて、おはようございます。

5番議席、公明党の大内将広です。今回は、通告に基づいて、3点、質問させていただきます。残りの2点は、所定の場所でさせていただきます。

それでは、第1点目、体育館に空調設備、エアコン設置を。

今年は特に危険な暑さが続いており、兵庫県内では7月30日に丹波市で41.2℃を記録し、国内の観測史上最高気温を更新。7月の平均気温は神戸、豊岡、洲本市で最高気温となり観測開始以降最も暑い7月となりました。

8月5日には群馬県伊勢崎市で最高気温41.8℃を更新しました。このことからも温暖化は進んでおり、夏場に運動する場所として、避難所として、体育館のエアコンが必要です。

まず①、学校体育館への空調設備の早期実現に5つの支援ポイントが国から出ています。

1つに、空調設備整備臨時特例交付金で、補助率は2分の1で整備が可能。

2、補助単価約1.5倍アップ。例えば、3万5,000円、平米当たり前後。これが5万3,000円になります。

それから、3、断熱性確保は、後年度実施可能。

4番、地方負担額に100%地方債の充当可能で実質地方負担は25%で済む。

5番、体育館空調の光熱費に普通交付税措置が講じられる。

以上のことから、事業の検討を進めるべきではないかと思います。

それが、①点です。

それから、②つ目に、体育館のエアコン設置は、いつ発生するか分からない災害時に避難所として多くの方の健康被害を防げることもできます。平時は生徒の授業や部活動、放

課後の市民利用できることから必要である。

今年のような酷暑が続くと、運動場では遊べず体育館にはエアコンがないため、子供たちは教室で過ごしている。身体のためにも、むしろ体育館で、のびのびと運動できるほうがよいのではないか。

③番、本交付金は令和15年までで、学校の統合も含めて今後検討されないので。他の市町もこの事業を進めている。早急に取り組むべきではないかということを、今回、質問させていただきます。

よろしくお願ひします。

議長（千種和英君）

庵澄町長。

〔町長　庵澄典章君　登壇〕

町長（庵澄典章君）　　皆さん、改めまして、おはようございます。

今日も1日、よろしくお願ひいたします。

それでは、今日、最初の大内議員からの、まず、①点目の体育館に空調設備設置をいうご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今年、3月定例会、議会の一般質問でも同じ趣旨の質問がされておりまして、改めてということでございますので、私も、改めて、現時点での、私の考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、今年の異常事象を見て、先ほど、大内議員もご発言ありましたように、県内でも41.2℃という国内最高気温が記録され、その後すぐに、これが更新を、ほかのところでされたと。40℃を超える、そういう気温が、もう珍しくなっております。それも、9月に入ってからも35℃、猛暑日というのが、ずっと続いてきたという状況を見て、私たち、皆さんも、これから、この地球環境、気象状況、これから本当にどうなっていくのか、こういうことに大きな不安を覚えられたことだと思います。

国においては、テレビなんかの報道でも、適切に冷房を使用してと、適切という言葉を使ってね、適切に冷房を使って熱中症にならないように気をつけてくださいということ、そのことばかりが報道されておりまして、その現在のこうした地球環境、特に、これからの環境がどうなっていくのか、こういう根本原因に対する対策については、ほとんど何も大きな議論がされていないということが、私は、懸念を覚えております。

地球の、この温暖化というのは、これは世界的に緊急に対応すべき課題でありまして、国においても、温暖化を防止するための国際協定として、2050年までに「カーボンニュートラル」の実現を掲げております。しかし、国においての、今の取組見ても、経済優先の政策が中心で、その効果がほとんど上がっていないというのが現状で、そのカーボンニュートラルの達成というのは、本当に絶望的なようにも見えております。

本町におきましても、太陽光発電に取り組んだり、森林の再生や照明のLED化などによる公共施設のエネルギー消費削減にも取り組むなど、温暖化防止に、できるだけの努力は重ねているところであります。

大内議員が要求される学校体育館への空調設備導入、これが教育環境の向上や避難所の快適性につながること、そのことは、当然、十分に認識をしているわけでありますが、一方で設置に伴う財政的負担は別にして、環境への影響は、本当に、これ全国で、こういう大きな体育館に設置していく時に、極めて大きな影響を及ぼす大きな課題であるということ、そのことを考えずに、人間だけが、そうした人工的に快適な環境を求めることが、私は、非常に疑問を感じているところであります。

財政面から見れば、国もそういうものを推進するために、いろいろな制度をつくり、また、今、大内議員からご指摘があった空調設備の早期実現の支援ポイントというようなものを打ち出している、その内容についても、当然、私も行政として把握はしているところでございます。

補助率の単価の引上げや地方債の活用や光熱費に対する交付税措置など、従来に比べて、そういう財政面では有利な条件が示されているところでありますが、ただ、避難所に指定されている、これも避難所として指定されている学校体育館ということに限られていることには変わりはございません。

ですから、佐用町のように、たくさんの学校があつたり、また、その中で避難所に指定されているところと、避難所に指定されていないところ、そういうところの差というのは、大きなものがございます。

そういう中で、特に避難所ということについては、これまでの避難の状況、避難者の状況を見ても、本当にこの体育館で適切なのかということを、ずっと感じております。もっと、避難者の方が、ゆっくりと休めれる、そうした空調設備なども整った、そういう他の施設に避難所を移すべきではないかなと、そういう検討をすべきだということで、町内でも、そういう検討を、今、させているところでございます。

例えば、学校体育館、佐用であれば、佐用小学校の体育館ということではありますけれども、その下のプールのああした施設、そこにもかなり広い部屋がありますし、また、ホテルも広いところがあります。

それから、各支所等についても、こうして整備を行って、それぞれたくさんある部屋もあり、広いスペースも確保しております。今までの慣例として、学校体育館というものを避難所という形で、ずっと続けてきておるんですけども、場所の問題、そこへ行く安全の問題、場所が避難所として適切なところということ、そういうことも、やはり総合的に、いろいろと考えるべきだというふうに思っております。

そういう中で、近年の、この先ほどからの猛暑による熱中症をはじめとする健康被害の防止、児童生徒の教育環境改善、こういうことは、非常に重要であります、本町におきましても、既に、教室や特別教室、また、ランチルーム、そうした部屋には冷房設備をいち早く設置をしているところでございます。

体育等の授業については、学校現場におきましても、できるだけ涼しい時間帯に、この体育授業を実施するよう時間割の工夫をするほか、窓の開放や大型扇風機による空気の循環、熱中症指数計による授業の実施可否の判断も行っておりまして、現時点では、暑いから体育ができない、そういう使用、そして、体育館が使用しないというような状況にはなっていないということです。

そういうことですので、教育の現場においても、子供たちに、こうした、今の状況の中で快適な、人工的な、こうした環境を整えるというだけではなくて、温暖化の、先ほど申し上げております根本的な原因を、やはり教えて、その防止のためにも、みんなが協力し、工夫することの重要性ということを、これも考えさせることも必要ではないかなということを思っております。

最後に、国の制度、こうした助成制度について、交付金、現在の示されているのは令和15年度までの時限的制度であるということです。これも、その時になってみないと、国も実際に、それが延長されたり、そういう制度が全くなくなるということは、これまでの例を見ると、そういうこと、私は、あまりないというふうには思っておりますけれども、他市町においても、こうした活用、この交付金の活用、制度を活用して、今、空調設備の計画を進められている町も多いということは、承知もしております。

しかしながら、本町においては児童生徒数の減少に伴う学校再編の議論、これも、今、

行っているところであります。体育館設備というのは学校の適正規模・配置や避難所の在り方とも、非常に密接にも関わっている課題でありまして、交付金制度の期限だけを理由に、そういうことで、導入を決めるということでは、当然ありません。そういう導入を決めるのではなくて、令和7年度に設置した「佐用町立学校の在り方検討委員会」での、そうした議論も踏まえて、将来を見据えた判断を行うことが、これが必要だというふうにも考えております。

以上、私の考え方を、今、述べさせていただきましたが、やはり、非常に、今、そういう環境が大きく変わってきて、こういう異常気象が、もうこれから毎年続くというのが、これが普通になってきているということは、これは前提にして、対策も考えなきやいけないということは、よく認識をしております。

ただ、本当に人間だけが、そうした暑さをしのぐために、冷房、冷房ということで、そこにあるところに暮らす、そういう人工的なところで、その暑さを避けると言っても、それはほかの自然、農作物であり、山もそうです。本当に、それは、そういうことができない。これによって、農業もこれからどうなっていくのか、本当に、この地球温暖化の問題は、人類の本当に危機ではないかなということも、これも、やはりみんなで考えなきやいけない課題だと、問題だと思っておりますので、さらに、いろいろと議論はしていくべきだと思っております。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 町長が言われましたカーボンニュートラルを目指して、2050年までにCO<sub>2</sub>をゼロにする目標があるということを言わせていました、そういうことで、同時に体育館のエアコンを推進を進めることについては矛盾しているということを、そういうふうに捉えました。

ただ、現実、今、子供たちや、みんなが、もう暑いと、現実に困っているのではないかと、私は思います。

で、近年、町長も言われたように、夏場の猛暑日の増加で、また、長期化にもなっています。児童生徒たちに、昔のように、ちょっと、暑かっても我慢しなさいと言える状態ではないようになっているのではないか。

来年は、今年より涼しくなると言われません。より暑くなるかもしれません。そういうことも含めて、児童生徒の体調管理や、熱中症対策に環境が改善されて、体育の授業や部活動をはじめとする学習の場であり、地域の方の運動する場所でもあり、災害時にあれだけ多くの人が入れる体育館は、非常にエアコンがついていると、避難場所としても、特に、高齢者の方の健康被害も防げるということを、私は思います。

だから、検討を進めていくべきではないかと思いますが、どう思われますか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵造町長。

町長（庵造典章君） そうした考え方、これは私も決して否定するものではありません。

ただ、私も先ほど、同じことを繰り返しますけれどもね、やはり、まず、国が一番求め

ているのは、先ほど言われた避難所ということを、非常に重く置いております。

そういう中で、本当に避難所においては、先ほど申しましたように、もっと、やっぱり、安心して、ゆっくり休めるような場所、体育館というのは広いだけで、なかなか、今までの避難状況を見ても、本当に広いところに、すみっこほうに、何人かがおられるということが非常に多いんですね。そりや、もっと大きな、大規模な災害で、たくさんの方が避難所に押し掛けるというようなことがあれば、また、別ですけれどもね、でも、そういうことは、あまり、それよりかは、通常の今、運営しているような避難所について、不安である。実際には、家に1人でおると不安であるというようなお年寄りの方が避難して来られます。そういう方が、安心して、ゆっくりと休んでいただけるような環境をつくるべきではないか。だから、避難所の問題と、学校体育館、本来の機能、子供たちの、そうした教育の活動、運動の場としての、それは、ちょっと、別に考えたらいいのではないかなと思っております。

教育の場としても、当然、いつでも自由に快適な中で運動できれば、それはいい。その時にはいいと思うんですけども、ただ、それが、大きな、その今の時代の中で、そういうことばっかりを求めていった時にどうなっていくのか、このことも教育としても考えなきやいけないと、私は思っております。

そのために、学校としても、今のところ、一応、ある程度の基準を設けて、文科省が設けているんだと思うんですけども、その基準に則って、それ以上に超える場合の時には中止ということになると、使用を中止とするようになっているようですけれども、そういうことも、今のところは、ずっと朝の涼しいうちに体育の時間をやるとか、そういう、また、大きな扇風機、そういうものはそろえております。そういうもので風を送ったり、そういうことの工夫をして努力しながら、教育の今の状況では、支障なく、ある意味ではできているということも報告を受けておりますので、それは、その点を、そういうことを前提として、検討をしなきやいけないということを考えております。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君）

大内将広議員。

5番（大内将広君） 政府が進めている交付金というのは、体育館だけの整備という感じで、教育だけの感じであれば、交付金があまり出ないのではないか。避難所も含めていう感じで申し込めば出るのであって、そういう意味合いで、佐用町は、今、町長が前の時にも言わされました。いろんな施設があるで、代わりに代替えで、避難所は、いろんなことで検討したい。でも、交付金をもらうのであれば、やはり、避難所をひっつけてしなくては、多くもらえないというのがあるんですわ。そのへんは、どう思われますか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君）

庵治町長。

町長（庵治典章君） 当然、有利な、こうした財源というのは、町が実施、実際に、実施するとなれば、それが1つの交付金をもらう条件であれば、避難所ということも含めて考える。それは、実際の事業をそこでやろうとした時の、今度は手法です。

ただ、その前のことを、私は申し上げているのであってね。はい。

ただ、国も、当初、これを打ち出した時に、1か所3,000万円とか、実際のかかる費用

から見ると、文科省のやり方というのは、こういうことが多いんですけども、非常に実態とかけ離れた費用算定をされて、25%でできますよとか、30%でできますよとかいうようなことを、今まで言っても、実際には、なかなか本当の補助率から見ると、国が言っているものでは、そういう事業ができないということが多いかったです。

今回も、そういうことを認めたのかどうか分かりませんけれどもね、急に1.5倍にするとか、いい加減な、私から見れば、本当にいい加減な話だなというところもあります。

それは、増やしたので、下げるんじゃなくって、補助率を上げるということですから、町にとっては有利なことは有利なんですかね、ただ、それについても、まだまだ問題はあります。

前にも申し上げましたけれども、前回にもね、体育館というのは、本当に大きな室内、部屋と違って天井も高いし、そのものを支えるために簡単な施設、建物としてはですね、屋根は、ほとんど、熱の建材、そういう仕様には、あまりなっていませんしね、壁も内表貼っておりますけれどもね、しっかりとした断熱仕様にはなっておりません。窓も、あれだけ広い窓があっても、本当に、ほとんど普通のガラスが貼っているだけです。それに、ちょっと、フィルムを貼つたら、それで、いわばいいんだと言いながら、フィルムを貼つても、実際、私たちも、今まで、そういうことをやってきましたけれどね、そんな効果はないんですよね。

だから、そういう中で、本当に、その体育館そのものを、きちっとした空調管理をしようとなれば、今度は、機械に、相当能力のあるものを置かないと、必要以上に、全体が温度を下げるということは、なかなかできないんですよね。

だから、そういう中で、やはり、そういう断熱工事、改良工事、そういうことにも、これは後でもいいんだと、後でも、交付金の対象にしますよとかね、国は言っているので、そちらあたりも、どこまで本当に国がちゃんと見てくれるのか。

それから、そうしたものにつけることによって、電気が大きな、これ電気設備を変えなければいけません。これは、そこに使うだけの電気量じゃなくって、それを供給するための設備、キューピクルというんですけれども、今までの学校のある受電設備も、それも能力を超えてしまうという場合が多いと、私は思います。体育館に、そういうものを設置しようとすればね。そうすると、そういうところまで、ちゃんと、本当に国が見てくれるのか。こういうところも、決して、国が言っていることは、いいことばっかり言っているんじゃないので、国が言っていることに対しては、当然、事業をやるとすれば、実施するすれば、十分に、そこは検討してやらなきやいけないということは、私は、申し上げておきたいと思います。はい。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君）

大内将広議員。

5番（大内将広君） これから、学校行事を含む授業や部活動において、使用規制が、年々こう増加しているんやないか思いますね。暑いからね。体育館でもできない。運動場でも運動ができないとかいうように、規制が、どんどん増加していくんじゃないかなと思います。

で、空調設備をすることで、反対に学校の負担も、それから、健康管理も容易になるんじゃないかなと思います。

安全安心に、この、そういうことを運営できるのではないかなど、私は思います。

それで、教育長に、僕は、聞きたいんです。ある父兄から、学童保育で体育館が暑いか

らということで、カードを持ってきて遊んでいると聞きました。体育館で、学童保育で遊ぶ子もいるんですけど、帰ってくると、汗でびちょびちょになっておるわけなんですね。それで、ついていく先生も非常に大変やなと思ったそうです。

ただ、問題はカードゲームであり、カードは高いものから、いろいろあるそうです。買えない子供もいて不公平な感じになっておるんやないかということもあるので、やはり、それは、ちょっと、あれなんですけれども、空調設備なんかがあると、そういう問題も解消できるし、後は、どういうふうに今後、取り組むかということにも、学童保育なんかでもなるんですけども、そのへんを、ちょっと、お伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） 今のご質問、学童保育の場面ですかね。

5番（大内将広君） はい。

教育長（大森一繁君） 学童保育で個人的なカードで遊んでいるという部分について、ちょっと、把握はできておりません。

学童保育でも休憩時間があって、グラウンドとか体育館で遊んでいるということは聞いておるんですけども、外が暑くて、体育館が暑くて遊べないので、カードで遊んでいるということは、申し訳ありませんが、今のところ、私は、ちょっと、把握できておりませんでした。

学童保育の教室そのものはエアコンは効いておりますので、体育館なり、運動場が暑ければ、もう、そこで過ごすというのが当然のことだと思うんですけども、だから、学童保育の子たちのために体育館にエアコンというのは、また、話が大きくなってしまうと思うんですけども、ちょっと、学童のそのカードのことについては、また、調査してみますけども、本来、個人で持ってきたカードで、そこで自由に遊ぶというようなものではないと、私は思っておりますので、調査をしてみます。

それで、また、休み時間、休憩時間に外で遊べない場合には、もっと違った形で、子供たちが有意義な時間が過ごせるような工夫をしていくべきだと、この場ではお答えしておきます。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

体育館の今後、空調設備のほうは検討していただきたいということをもって、私の1点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

町窓口に軟骨伝導イヤホンの導入を。骨伝導イヤホンとも言うんですけども。

①、町役場に来られて、手続きする時に聞き取りにくい方もおられる。そういう方に対して、どう対応されているのかをお伺いしたい。

②番、軟骨伝導イヤホンという物があります。このイヤホンは、耳の入口付近にある軟

骨を振動させて音を伝える仕組みで、耳の圧迫感もなく、はっきりと聞き取ることができると言わせていて、多くの自治体の窓口に設置導入されており、ますます高齢化する中、よく聞こえると高評価されています。佐用町でも導入できないか、お伺いします。

議長（千種和英君） 庵治町長。

[町長 庵治典章君 登壇]

町長（庵治典章君） それでは、大内議員からの2つ目のご質問でございます軟骨伝導イヤホンの導入ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、役場窓口にお越しになった、聞き取りにくさを感じる方への対応について、お答えをさせていただきますが、職員は常に、高齢の方に限らず、聞こえにくさを含め、その方の状況に応じて、分かりやすく丁寧な窓口業務を心がけております。聞き取りにくさを感じる方には、個別の対応を行っており、筆談ボードを用いたり、耳元でゆっくりと大きな声でお伝えしたり、助聴器というものを使用するなどの方法も取っております。

また、平成28年には、難聴者の社会参加を促進するため、会議や講演会等において音声を聞き取りやすくする「携帯型磁気ループシステム」という機器を導入して、各団体や自治会に貸し出す体制を整えたところでありますが、しかし、現在のところ、まだ、これの貸出しの実績はございません。

役場でも健康福祉課と住民課の窓口に、これを設置しておるところですが、現在の個別の対応で十分間に合っているということであろうかと思いますが、使用を希望される方が来庁されていないために、この現時点でも、この使用実績と言いますか、使用された例がありません。

さらに、聴覚障がいのある方への支援として、病院の受診や各種行事等において手話通訳が必要な場合には、利用者の負担なく手話通訳者の派遣をするという制度も整えているところでございます。

このように、現在でも、聞き取りにくさや聴覚障がいのある方に対して、可能な限りの対応は行っているところでございますが、このたび議員よりご提案をいただきました「軟骨伝導イヤホンの導入」についても、一定の効果が期待されるものとは認識をいたしております。

軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当てるだけで使用でき、耳穴をふさがないため、周囲の音も同時に聞くことができるという特徴があります。職員が集音器、マイクのようなものに向かって話しをすることで、大きな声での会話が不要となり、周囲の方に個人情報が漏れにくく、プライバシーの保護にもつながるということです。価格については1台当たり4万円ぐらいで、西播磨地域では、今年度から赤穂市、たつの市、上郡町で導入をされたということを聞いておりますので、実際に、そうした導入をされた市町に対して、その使用状況というのを尋ねさせたところ、設置したものの、まだ、ほとんど実績がないと、利用者が少ないということですが、その中でも利用した人の評価、これについては、なかなか、やっぱり個人差が非常にがあるので、利用されて聞きやすかったという方と、耳を塞がない構造のため、音漏れがあたったり、周囲の音が大きい場合には音声が聞き取りづらいといったような、非常に、ちょっと、あまりこれ、使いにくいという評価、そういうふうに、どうしても分かれているようです。

ただ、まあ、なかなか、こうしたものを利用して、実際に使ってみて、使い方とか、個人個人の皆さんとの状況に合わせた使い方というのも、実際に使っていかないと、なかなか把握できないと言いますか、分からぬということで、まだ、各市町とも、ただ、導入をし

て、これからその状況、その評価はしていこうというような段階だということを聞いております。

町におきましては、既に、聞き取りにくさを解消するための補助機器も導入をしておりますが、現在、窓口に来られる方は、補聴器を利用されている場合が多くて、軟骨伝導イヤホンの導入については、その必要性ということを、十分に、そうした皆さんとの状況を見て考えなければならないというふうに思っております。

先ほど申しましたように、他の自治遺体での導入状況と評価というのも、今後も調査をしながら検討すべき課題ではないかなというふうに考えております。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 軟骨伝導イヤホンを、私自身も、ちょっと赤穂市に行って知り合いの議員から、ちょっと、お借りして、今、持ってきてますんですけど、聞いたら、やはり、僕は、聞き取りやすかったです。

それと、僕の知り合いの人に、ちょっと、左耳が、ちょっと聞こえにくい人に当てて聞いたら、非常に、今まで、こっちあんまり、補聴器、こっちが20万円ぐらいな補聴器入れておってんけど、それでしたら、よう（聴取不能）入れたら、こっちよう聞こえるなんという感じで言われていました。

だから、試験的に、そんなものすごい高価な物であればあれやけど、試験的に使って、1台どこかに置いてしてはどうかなと、私は、思っているんです。そういうことで、そのへん、試験的に置いてもらえないかなと思うんですが、どうでしょう。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） 先ほどのお答えの中でも申し上げましたとおり、そうした、まだ、使いかけて間がないし、そういう評価もいいという人と、あまり使い勝手が悪いという人があつたりして、ほかの、これから、また、さらに、そうした使われた方の皆さんとの、これから感想が、評価を聞かせていただくというようなことも、当然、担当のほうにもさせますので、それによって、今、それぞれ窓口において、それが必要性が、これ置いたらいいなということであれば、それは、担当のほうから、また、上がって来て、それに対して、ちゃんと、財政のほうも、そんな大きな金額ではありませんので、予算措置もするという形になろうかと思います。

当然、だから、先ほど言いましたように、当然、そういうものを聞きながら検討するということでお答えをさせていただいたとおりです。はい。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

それでは、検討するということで、今後とも、よろしくお願ひします。

私自身も、やはり軟骨伝導イヤホンいうのを、ちょっと、いろんな人に聞いてもらたりして、少しでも PR していきたい思います。

というのは、全国で、いろんなところで、軟骨伝導イヤホンというのは使われています。窓口で。

それで、最近、結構増えて来たんですけど、まだ、実績がないというところが結構多いので、そういうことになっていると思いますが、全国的には、いろんな市や町、市役所、いろんなところで使われていますので、その点、ご検討お願ひしまして、この一般質問は、この 1 つは終わらせていただきます。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵造町長。

町長（庵造典章君） 検討させていただきますけども、先ほども答弁の中でも申し上げましたように、これまでも、いろんなところから、いろんな機器というものはね、こういう障がいのあるような方、その体の不自由な方に対してメーカーも、いろんなものを研究開発もされます。そういう中で、行政もこれがいいなということで、あれば、そういう方が助かるなということで、導入をしてきてるんですけども、先ほど、申し上げましたように、携帯型の電磁ループシステムというようなもの、これも導入をして、ちゃんと、持っているわけですよね。だけど、全然、今まで使ったことがないというようなね、だけど、これでは、やっぱりね、何のために導入したのか分からぬ。

その機器の安い高いは別にして、やはり、こういうシステムが必要だということで導入したはずなんですよね。これがあれば、皆さん助かるなということで、導入したはずなんですけれども、実際には、全く使っていないというようなことがありますのでね、やはり、十分にやっぱり、担当のほうも、そのへんは、先ほど、どこでも使って、かなり普及しているという話なので、そこは、この軟骨のほうは、そうではないんだとは思いますけどもね、検討は、まず、検討することは必要だと思います。以上です。ありがとうございました。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。

それでは、次の最後の質問にさせていただきます。

終活情報登録事業についてです。

自治体として、身寄りのない高齢者が病気や事故などで意思表示が困難になった場合に備え、本人が緊急連絡先や遺言書の保管場所などの情報をあらかじめ町に登録する終活情報登録事業で、登録者が亡くなった場合などに、医療機関や警察からの問い合わせに町が対応して本人に代わって登録情報を伝えることができる取組になります。緊急連絡先や通院先、エンディングノートの保管場所、お墓の所在地など、10 項目を無料で登録できる。対象者は町内に住所がある 65 歳以上の希望者です。

この取組を香川県観音寺市で行われています。

佐用町としても高齢者で今後終活をどうしたらよいか考えられて不安を抱いている方も

あるのではないか。終活身元引受人、地域終活支援隊などありますけれども、やはり、一番安心できるような町に任せるほうが、ちょっと、いいのではないかという意見もあります。

①、本町で、終活情報登録事業に取り組んでみてはどうか。

②番、この前、議会でもらったんですけど、佐用町版エンディングノートの今後の利活用について、お伺いします。

議長（千種和英君） 庵澄町長。

〔町長 庵澄典章君 登壇〕

町長（庵澄典章君） それでは、大内議員からの最後のご質問であります終活情報登録事業ということについて、お答えをさせていただきます。

大内議員ご指摘の、香川県観音寺市で取り組まれております「終活情報登録事業」とは、原則 65 歳以上の観音寺市民を対象として、「緊急連絡先」「通院先」「延命治療や医療ケアなどについて書いたリビングウィルの保管場所」「エンディングノートの保管場所」「臓器提供の意思の記載場所」「検体登録先」「死後事務委任契約や葬儀等の生前契約」「遺言書の保管場所」「お墓の所在地」「その他自由登録」の 10 項目から、希望する事項について市に登録ができる事業だということです。

各項目における内容自体は、遺言書や、エンディングノート、契約書などにそれぞれ記載されており、「保管場所がどこか」「緊急連絡先やかかりつけ医は誰か」について登録し、本人が死亡された場合に、登録された緊急連絡先のほうから「問い合わせがあれば」、登録内容について口頭で回答をするシステムとなっているようです。

また、警察や消防からの照会には、緊急連絡先等の必要最小限の情報が回答をされます。

まず、①つ目の本町でも終活情報登録事業に取り組んでみてはどうかということについてでございますが、大内議員ご承知のとおり、町内各事業所のご協力を得て、佐用町版のエンディングノートを本年 8 月に発刊することができました。このエンディングノートは、人生の最期に向けて準備しておくためだけではなくて、このノートに一つ一つ記入していくことで、これまでの人生を振り返り、これから生き方について、どうありたいか、後世の人たちに未来をどのように託していくいかを考えるきっかけとなるよう「明日への手紙～生前整理・人生引継ぎ帳～」と記しております。

既に、ご覧いただいている内容になるかとは思いますけれども、エンディングノートには、家系図や連絡先リスト、保険、かかりつけ医、終末期医療、介護などのほか、資産や遺言書、携帯電話やクレジットカードの解約手続きに必要な情報等、生前整理に必要な事項をまとめて記入ができるようになっております。

観音寺市の事業、今年度からスタートしたということで、現在のところ登録件数はゼロ件とのことで、ないということでありまして、この制度が、どのように、これから活用されるのか、こういうことについては、まだまだ、これからのことだというふうに思います。

しかしながら、大内議員、ご懸念のとおり、佐用町におきましても、一人暮らしの高齢者や身寄りのない方もおられます。町では、日頃から、地域包括支援センターをはじめ、各関連部署がそのような方々に関りを持っているほか、様々な施策により、こうした有事に備えております。例えば、ボタンを押すだけで 24 時間いつでも契約警備会社の看護師とつながり、必要に応じて近隣協力者や救急車の手配などを行う「緊急通報システム」の設置、また、認知症などで行方不明になるおそれのある方を地域の支援を得て早期に発見できるように連携体制を構築し安全確保と家族支援を行う「SOS ネットワーク事業」への登

録、かかりつけ医や服薬内容など救急隊員に知らせることを記入できる救急医療情報キットの配布など、これら全て緊急連絡先の登録や記載が必須となっております。

また、成年後見制度や、弁護士、司法書士など専門職による相談会、公証役場の遺言書の作成や、法務局による保管制度の紹介など、各種制度を活用しながら、取組を行っているところでございます。なかでも、公正証書遺言は、作成時に2名以上の証人の立ち会いが必要となるため遺言書の存在が相続人に明らかであり、また、法務局による自筆証書遺言書保管制度では、遺言者があらかじめ「死亡時通知」を希望している場合に、法務局で遺言者の死亡の事実が確認できた時に、「遺言書が保管されている」旨の通知が通知対象とされた方に届く仕組みとなっております。窓口へ相談があった場合には、このような制度も紹介をさせていただきながら、将来に向けての不安が少しでも減少するように努めているところでございます。

大内議員ご提案の「終活情報登録事業」につきましては、これから先進地の取組等も参考にしながら、今の佐用町において、何が足りて、何が足りないのか、日々の業務や相談の中からも検討し、精査をし、まずは、完成をいたしましたエンディングノートを広く町民にも、まず、知っていただくことによりまして、佐用町にあった取組を進めていきたいと、そのように考えております。

②つ目の佐用町版エンディングノートの今後の利活用についてでございますが、先に述べましたように、自分自身の生前整理にお役立ていただくとともに、家族や親族、また、大切な人たちとこれからのことについて話し合うきっかけとなりますことを願っております。既に、広報さようへの掲載、書き方講座の実施、高年クラブの事業の際に紹介を行うなど、周知に取り組んでいるところでございます。

また、お渡しする際には、エンディングノートには法的根拠がないことや、遺言書などの重要な情報はエンディングノートとは別に重複管理を行うこと、また、個人情報が含まれるために、安全な場所に保管し、信頼できる人に所在を伝えることなど、注意点もあわせてお伝えして、こころ豊かな人生と、未来への安心に向けて、今後、そうした取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[大内君 挙手]

議長（千種和英君）

大内将広議員。

5番（大内将広君）

はい、ありがとうございます。

私も、この佐用町のエンディングノートを、バツと見ていましたんですけども、ちょっと、チラッと聞くと、これは、ようけいろんな書くとこがあって、もうひとつかななんて言う人也有ったんですけども、このへんの、今、どういう、これつくられてから、いろんなとこ説明して、どういう反響でしょうか。もし、分かれば。まだ、分からんでしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（千種和英君）

山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えします。

まず、このノートをつくりまして、説明会、書き方の説明会も開催したりしております。その中で、お伝えしておりますのは、書けるところから、いっぺんに全部と言ったら多い

のですので、書けるところから書いていってくださいということで、それと、やっぱり、書く時にご家族さんとか、親族の方、そういった方と一緒にあって、これから自分の自分をどのように、今の家のことですとか、田んぼのこととか、山のこととか、そういった心配なことを伝えていってくださいということをお願いしております。

書き方説明会も開催しておりますし、窓口でも配布しております。

これ高年クラブの事業の時にも配っております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） これは、最終的に、この自分でこう、どこに行ったら、これがもらえるんでしょうか。購入を、高年介護課に行って、お金を払ってもらうようになるんでしょうか。そのへん、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） こちらのノートは高年介護課と各支所にも行っていただいたら置いてあります。そこで、お渡しします。

ただ、お渡しする時に、お名前とか、年齢のほうはお尋ねするようになります。これは、重複して出すことがないようにするためのものです。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 費用いうか、これは何ばか要るんでしょうか。

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 費用のほうは要りません。

ただ、もし、郵便で送ってほしいとかいうことになりましたら、郵便代はいただくようになります。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） ありがとうございます。

これから、いろいろと、これも宣伝してやっていく段階なんで、何とも、まだ、言えないんですけども、私自身も、これつけて、ちょっと、やってみたいと思いますので、以上で、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大内将広議員の発言は終わりました。

続いて、12番議席、山本幹雄議員の発言を許可します。山本幹雄議員。

〔12番 山本幹雄君 登壇〕

12番（山本幹雄君） 12番議席の山本です。

本日は、スクールバスの柔軟な運用について、町民の方から、ちょっと相談されたので、現在のスクールバスの通学利用は、距離によって定められていると思うが、同じ集落によつても、距離によって利用できる児童と、そうでない児童に差が出てしまう。

晴天の場合はそれでも構わないが、悪天候時にバスを利用できる児童に、できない児童、同じ集落の児童間で差が出てきてしまう。そういうことは問題ではないかと相談を受けました。

そこで、教育委員会のスクールバスの運用方法について伺う。

現在のスクールバスの運用は、児童生徒の家と学校までの距離によって、運行基準が定められている。そのことは十分理解できるが、天候その他の状況で運用を広げるべきではないかと思われることがある。

中学生ぐらいになれば、上級生と下級生の違いはあっても、おおむね体力的な問題はない。ただ、小学生ともなれば、上級生と下級生では、体力に差がありすぎる。それは入学間もない小さな児童においても、晴天時の徒歩通学は問題ではない。しかし、天候の状況によっては小さな児童が傘を、また、雨合羽を羽織っての通学は厳しいものがあり、また、危険だ。

状況によっての運用は考えるべきであると思うが、教育委員会の答弁のほどを、よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） それでは、スクールバスの柔軟な運用についてのご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、佐用町スクールバス運行管理規程に基づき、児童生徒の自宅から学校までの距離や通学路の安全性等を基準として対象者を定めております。文部科学省が示しております「通学距離の規定」には、「小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校は6キロメートル以内であることが適正とされており、本町ではスクールバスの運行基準を小学生はおおむね3キロ以上の距離にある集落の児童、中学生はおおむね7キロ以上の距離にある生徒としております。また、通学区域につきましては、学校ごとに基準を定めて運用しております。このように、児童生徒の安全や公平性を考慮した基準を設け、その基準に基づき運行しているところでございます。

ご指摘のよう、特に低学年の児童においては、天候の悪い日の徒歩通学が大きな負担となり、保護者の皆様のご心配も承知しております。しかしながら、スクールバスは対象者数や便数、経路をもとに年間を通じて計画的に運行しており、その運行は民間事業者への全面的な委託契約に基づき実施しております。さらに、運行計画の策定にあたっては、乗車する児童生徒の安全確保を目的に座席位置を指定し、スクールバスの乗降に問題がないように万全を期しているところでございます。また、運転手の確保が難しくなっているといった事情もあるため、天候に応じて、その都度運行範囲を拡大・変更することは、利

用する児童生徒をはじめとして、保護者や車内の混乱など安全確保の面だけでなく、委託契約上の制約からも現実的には難しい状況であります。車内の混雑や安全確保の面だけでなく、委託契約上の制約からも現実的に困難でございます。

また、大雨や暴風等の警報が発令された場合には、朝6時の時点で休校を判断し、児童生徒が危険な状況で通学を強いられる事のないよう配慮しております。さらに、通学後に警報が発令された場合には、学校においては、引き渡し訓練をしておりますので、安全確保のため保護者の皆様に、そういった場合には、お迎えをお願いすることもあります。

なお、スクールバスの運行に関しましては、新年度に向けて毎年各学校で「スクールバス運行委員会」を開催し、保護者や関係者のご意見を伺いながら、運行経路や停留所等の調整を行っております。スクールバスにつきましては、今後も現行の基準を基本としつつ、学校現場と緊密に連携し、保護者や地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、児童生徒が安心して通学できる環境の確保に努めてまいります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[山本君 挙手]

議長（千種和英君）

山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） 当然、スクールバスというのは、一番肝心なのは安全で安心、それと、地域の人から見てもはつきり分かる、ここに子供たちが乗るんだという、通学用の、あの看板、停留所の何いうんですかね、…も立ててあるし、それをいきなり近くだからと言うと、そこへいきなりどこへとめるのかとか、そういう運行基準がある中で難しいのは理解できるということなんですね。

適切な答弁で、再質をどうしようかというのは、実は考えながらさせてもらっているという是有るんですけども、ただ、やっぱり、先ほど言わせてもらたように、本当に小さな子供、もう小学校入りたて、もしかしたら体よりランドセルのほうが大きいんじゃないかと思うような子も中にはおったりするような中でね、同じちょっと大きな集落だったら、特に言われた方が、ちょっと大きな集落だったんで、奥のほうはバスやけど近くのほう歩いていかなあかん。ここらへん何とか考えてもらえないだろうかというふうなことがあります。

そこで、私の考え、意見を述べるということなくして、今日、聞いてもらってる多くの町民の方にね、今、教育委員会がどういう方向で運用、バスを運行してるんだっていうのを知ってもらうと、そういう意味でも、今日は、ここで質問させてもらったということあります。

ただ、やっぱり、もう一度元に戻ると、やはり近くでも、なかなか大変な場合あるし、状況によっては、いろいろ考えなあかんな、いけないんではないかというような時もあると思いますんで、そこら辺をもう一度ちょっと丁寧にお願い、説明できたらと思います。はい。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君）

三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。回答させていただきます。

先ほどの言われたように、停留所の位置であるとか、そういったことは、毎年開いて、

各学校ごとに運行委員会というのを開催させていただいております。当然ながら、その年によっては、子供たちが上のほうに多い、下に多いとかいうのもありますけれども、一応は警察と協議しながら、停留所の安全な位置の確保に努めて、毎年簡単に変えるわけではないので、そういう形での運行をしております。

それから、あと1点なんですけども、町のスクールバス運行管理規程で、一応、集落内において上のほう、下のほうで乗れる、乗れんということは、今のところ発生しておりません。言いますのは、基準で、集落内、または集落内付近の主要国道、県道、町道を基準といたしまして、その集落の小学校から最も近い場所、民家ある場所と最も遠い場所の距離が、おおむね2キロメートル以上の場合は、前後の規定に関わらず、停留所を複数箇所設置することができるということではあるんですが、基本的には、その集落の一番基準である公民館等を基準にさせてもらって、それを距離として、集落内で不公平が出ないような運行方法でさせていただいている実情でございます。以上です。

[山本君 挙手]

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） そういうふうにね、不公平がないという話を、今、聞いたんで、ちょっと私、説明、相談された方がそういうふうな発言されとったんで、私もこの運行基準いうのを完全に把握しきれてなかったんで、そうかという形があつたんで、そういうことになると、やっぱり、奥と近くとでは、やっぱね、不公平が生じたらいけないなという思いがあつたんでね、ちょっと、今回こういうふうに質問させてもらいました。

できるだけね、スクールバスは安全で、どうしてもらつと小さい子というのは、どうかなという気もするところありますけども、それはそれとして、近くの子は、やっぱり、しっかり歩くというのも、変なこと言いますけど、私も保育所のとき3キロぐらいは歩いてましたからね。雨だろうが何だろうが。でも今は当時と違つて、その車の状況等は違うしね、道路状況も違いますから、そこらへんは、常々、気をつけながら運用をしていただけたらと思います。

質問を簡単ですけど、これで終わります。はい。

議長（千種和英君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午前1時12分 休憩  
午後0時30分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

7番議席、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

[7番 児玉雅善君 登壇]

7番 (児玉雅善君) 7番議席、日本共産党、児玉です。よろしくお願ひします。

今回、私は、3点の問題について、質問させていただきます。この場では、1番目の道路設備等の維持管理は適正にされているのかという問題について、質問させていただきます。

7月7日のことなんですけれども、夕方なんですが、江川の福澤で交通事故がありました。この事故は、県道を30キロから40キロで走行していた70代後半の女性が運転する軽のワゴン車がガードレールに接触し、ガードレールの支柱の根元が折れたため、約3メートル下の川に転落するという事故です。車は大破したんですが、女性は幸いにもけがもなく無事でした。

この事故なんですが、正面から車が当たって、その衝撃でガードレールの支柱が折れた。って、川に落ちるんだったら分かるんですけども、並行して当たっていて、横から接触した形で、あのガードレールの支柱が折れるというのは、どう考えてもあってはならない事故だと思います。

それで、原因なんですが、凍結防止のためまかれた塩カリの影響によって、現場一帯のガードレールの支柱の根元がさびて腐食している状態でした。今回の事故は県道だったため県土木の管轄にはなっていますが、町管理のガードレールやカーブミラーなどでもそういう事態が起こる可能性はないのか。そこでお伺いします。

1、事前にお聞きしたところ、町道には基本的に塩カリはまかないということですけれども、日頃の点検等の態勢はどうなっているのか。点検の頻度、また、点検の方法など、お聞かせください。

2、この事故以降、町管理のガードレール等の点検は実施されたのか。されたのであれば、その結果はどうだったのか。さびているところはなかったのか、お聞かせください。

3、また、この事故が、仮に町道だった場合、その補償等はどうなるのでしょうか。

4、次に、6月議会で、道路の行き先表示看板等で読めなくなっているとの指摘がありました。カーブミラー等でも汚れて見えなくなっているところもあります。県土木との連絡・連携体制はどうなっているのかお聞かせください。

5、また、町道等の支障木や、道路際等で枯死した木の処理の状況、何か所で処理できたのかお尋ねします。

6、また、落石防止対策の状況もお聞かせください。

以上、この場での質問とさせていただきます。

残りの問題については、所定の席からさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長 (千種和英君) 堂上町長。

[町長 堂上典章君 登壇]

町長 (堂上典章君) それでは、児玉議員の最初の道路設備等の維持管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の児玉議員からのご質問にある県道で発生した交通事故でございますが、事故の状況から考えますと運転者の方に、まず、大きなかががなかったということは、本当に幸いだったというふうに思います。

今年度は、町内でも死亡事故が発生するなど、高齢者だけでなく、年齢を問わず、まず

は安全運転に、皆さん、誰もが努めていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の日頃の点検の態勢や頻度、その方法についてということに、お答えをさせていただきます。

佐用町内の町道は約690キロメートルの延長があるため、全路線のパトロールは困難であります。道路の管理作業や、また、現場等の出動時に合わせて、パトロールを実施いたしております。

町道は生活に密着した道路であるために、地元自治会長さんや住民の皆さんからの連絡が多くあり、早めの現場確認を心がけているところでございます。その中で修繕等が必要な場合には緊急業者等に依頼して、早く対応するようにしております。

また、カーブミラーについては、平成28年度に一斉に点検し、腐食等の進み具合により随時交換をいたしております。

次に、2点目のこの事故以降、ガードレールの点検及び、その結果についてでございますが、このたびの事故の連絡を受けた後、建設課で類似する安全施設の腐食状況の緊急の点検を指示させていただきました。その結果、ある地区の中国縦貫道の下を通る町道で、やはり、ガードレールの根本の腐食が進んでいる箇所を確認しております。原因としては、同じように、中国縦貫道から、凍結防止剤、塩カリの濃い塩カリの成分を含む水の漏水によるものと思われます。

現場は、NEXCOによる漏水対策も、既に、修理も終わっております。幅員も十分広く、直線であるため、カラーコーン等を設置して、注意喚起をし、来年度に、この修繕工事を行う予定でございます。

3点目の仮に町道だった場合の補償ということについてでございますが、今回の事故は、道路の通行上、事故の起因となる原因はないため、補償という考え方は発生しないというふうに考えます。

一般的には、この様な事故の場合、あくまでも事故における運転者の過失と、現場の道路の状況を総合的に考慮して判断することとなり、最終的には車両運転者と道路管理者での裁判になれば裁判所の判断ということになろうかと思います。

今回の道路の状況といたしましては、2車線ではありませんが、普通車で交互通行ができる幅員もあり、縦断的には、若干の高低差があるものの、ほぼ直線区間であること、また、頻繁に事故が発生しているような箇所ではないというふうに思われます。

県に確認をいたしましたところ、今回の事故は、全て運転者側の保険にて損壊された箇所等の復旧は完了をしているということでございます。

4点目の見えにくくなっているカーブミラーと県土木との連絡、連携について、お答えをいたします。

まず、県土木との連絡、連携についてでございますが、県土木の道路パトロールや町のパトロールでも、お互いに道路の異常を発見した場合は、当然ですが、連絡を取り合い対応をいたしております。また、事故などにより道路の構造物等に損傷があった場合も、警察より連絡が入る体制となっておりますし、自治会からの要望等も共有いたしております。

次に、カーブミラーの汚れについては、単純な汚れであれば、ふき取りで改善される場合もございますが、見えにくいミラーの大半は紫外線等による表面の劣化によるものであります。取替えが必要となります。地元からの要望もいただいておりますので、現地を確認しながら、優先度を判断して、順次、取替えもを行っております。

次に、5点目の町道の支障木の状況、また、何か所ぐらいで処理できたのかというご質問でございますが、まず、何か所で処理できたかということではありますが、これは、本年度、新規事業でも計画している、従前より規模を拡大した支障木伐採事業のことであれば、本事業は冬場の施工を予定をしておりまして、現在、路線を選定し、地元と調整し伐採に

対しての地権者の同意を得るような作業を進めているところでございます。

近年の町道の管理では特に、倒木の連絡が増えてきております。

昨年度の状況で言えば、規模の大小ございますが、通行に支障となる倒木処理の件数はおよそ 90 件あり、本年度も既に、およそ 50 件の事案が発生をしております。

昨日も、ああした、ちょっと強い雨が降れば、今、特に、松枯れが非常に広く進行しております。松の木は枯れれば、非常に腐食が早い。木がぐぐぐになりまして、倒木の危険が非常に高い木であります。そういう、また、倒木が、昨日も発生をしております。

本来なら森林所有者で倒木をするまでに、所有者に管理をお願いしたいところではございますが、これも個人では、なかなかできません。町の対応としては、直営で職員による作業や、規模の大きいものは緊急業者に依頼したり、また、自治会でも通行ができる範囲で伐採していただき、残りの処理は町の方で行ったり、それぞれの状況に合わせて、そうした対策、処理をしております。

また、電気通信線に倒れた倒木については、各事業者へ連絡も行なって、また、その通信事業者によっての処理もお願いをしているところもございます。

最後に 6 点目の落石防止対策の状況ということについて、お答えさせていただきます。

近年の落石対策としては、平成 24 年頃から木材を利用した落石防護柵を、町内の各道路で設置しておりますが、設置後 10 年近く経過し、木材の腐食や防護柵背面の土砂の堆積が著しい箇所も増えてきたため、また、令和 5 年度より町内産木材等を利用して、そうした防護柵、防止柵の更新作業と土砂の撤去も順次、進めているところでございます。

また、緊急自然災害防止対策事業の取組として、昨年は、久崎の工業団地南側の町道で、大規模な落石防止ネットの施工や、小日山集落の上側では、山腹の斜面に、ネット柵を段々に設置し、山腹からの落石防止対策等の事業も実施いたしております。

議員のご指摘のとおり、道路の付属物であるガードレールやカーブミラーも、設置からかなりの年数がたつものや、現場条件によりまして、そうした腐食等、傷みが進んでいる箇所もあるかと思います。

もちろん道路管理者である建設課で調査やパトロールを実施して、そうした修繕にも努めてまいりますが、議員の皆さんをはじめ、お気づきのところがございましたら、ぜひ、管理者、建設課のほうへも連絡をいただけたらと思います。皆さんのご協力も、よろしくお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君）

児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

今回の事故の件について、再度お伺いします。

この点についてですけども、県土木も支柱がさびて腐食していたことが原因であることは認めております。

さびて腐食している状態を修理せずに放置したことになり、県土木の管理責任が問われると思いますが、この点についての見解はどうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君）

庵治町長。

町長（庵治典章君） 先ほど申し上げましたとおり、県土木が対応しておりますので、私どもから、その責任とか、その対応を、それを申し上げることは、これはやっぱ控えなければならないと思います。はい。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 県土木で聞いた時も、県土木も、ずっと道路パトロールして異常を見つけたらいうことを言っているんですけれども、現にこういった状態が見過ごされていましたので、道路パトロールでそういった、さびているとか確認した場合ですね、それは目視だけで確認してはいるのか、それとも現場に応じて、腐食がどの程度進んでいるのか、例えば、押してみたりとか、そういう検査はしてあるんでしょうか。分かりましたら、お願ひします。

また、これ町の場合、町で管理しているところの場合だったら、やっぱり、目視だけで終わるのか、それとも、いろんな検査、ほかの方法でやるのか、その点もお伺いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えします。

県土木の確認方法というのは、ちょっと、詳しくは聞いていないんですが、道路パトロール等で、そういう箇所が、ほかにもあるということは聞いております。

県土木の担当の職員さんが、現場のほう、パトロールの結果を踏まえ見に行って、揺らしてみたり、そういうことをしたけど、大丈夫な、まあ、まだ、大丈夫だというところも確認しているということは聞いてます。

町のほうも、この事故を受けてですね、ちょっと緊急に点検したところがあります。

今回、ちょっと挙げさせていただいている箇所、1か所、中国縦貫道の下にあるんですが、支柱のさびは、ある程度進行してるんですけど、手で揺らしたり、ちょっと足で蹴ったりもしましたけど、特に傷みが、まだ、そこまで進んでる、すぐに支柱が折れるような状態ではなかったので、幅員も、そこ大変、大分広い箇所でしたのでコーンを置いて、注意喚起をして、路肩も十分、1メーター50ぐらい、車の車両が通ってない箇所がありますので大丈夫ということで、来年度予算を取って直すような修繕計画を立てたいと思ってます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） この現場の、その周りの崩れた部分じゃなしに、その前後のところも、見たところ、かなりさびています。その状態を見ても、やっぱり、ちゃんとした検査ですね、さびているのを見つけた場合、押すなり何なりしてみれば、危ない状態いうことが分かったと思うんです。そういう面での、町道なんかにおきましても、そういうもの見

つかった場合は、必ず、しかるべき検査をして、安全に通行できるように、よろしく処置のほうをお願いしたいと思います。

そして、倒木の件なんですけども、支障木ですね、これ本当にひどいですよね。これも、あそこは県道なんですけども、延吉から豊福のほうに抜ける、あの県道の周り、あそこも道路に木が覆いかぶさるような形になっています。そういう支障木ですね、いろんな地権者との問題もあると思うんですけども、また、今回、条例でも上程されていましたけれども、支障木伐採するのを進めていますけども、こういった件ね、なるべく早い時期に、支障になるものは伐採するように進めていただきたいと思います。

これは、これも県道なんですけども、先日2日の日も粒子線センターへ行く時に、あの県道を走りましたところ、車が5、6台並んでとまっているので、何かなと思ったら、やっぱり倒木でした。その時には、もう既に、県土木の方が来て、片づけるところだったんですけども、かなり大きな倒木でした。そういう件もありますので、パトロール、それから、処理のほう、速やかにやっていただけるようにお願いしまして、この件は終わらせていただきます。

そして、次の問題について質問させていただきます。

次は、利神城跡二の丸の石垣崩落についてです。

今回の石垣崩落については、8月20日の全員協議会で報告があつただけで、ほとんどの町民の皆さんにはご存じありません。落石の状況、今後の予定など広報するべきだと思いますが、その点をお伺いします。

そして、1、この落石の状況等を広く広報する予定はあるのか、お聞かせください。

2、町が崩落の事実を把握された経緯をお聞かせください。

3、それから、崩落の規模ですね、これはどのくらいのものか、これもお尋ねします。

4、そして、この崩落が、現在、行っています山城ガイドツアーに与える影響は、どの程度あるのか。これもお尋ねします。

5、また、お盆前後から、時折激しい雨に見舞われていますけれども、この崩落現場ですね、この雨により土砂がある程度流れると思うんですけども、そういう面の流出は、新たに、出したところはないのか。

6、また、防止柵はどうするのか、お願いします。

7、それから、史跡利神城跡整備基本計画策定委員会で計画案を策定中で、今年度が最終年だと思いますけれども、今回の崩落が計画案策定に与える影響を分かりましたら、お願いします。

8、それから、山の部分、それと御殿屋敷跡の部分の公有地化進めていますけれども、その進展状況をお聞かせください。

議長（千種和英君）

大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君）

それでは、利神城跡二の丸石垣崩落についてのご質問に、お答えいたします。

1つ目の落石の状況等を広く広報する予定はあるのかについてでございます。

今回の崩落は、登山禁止区域内であり、山城ガイドツアーのルートからも外れた場所であったことから、人的被害や直ちに町民生活へ影響を及ぼす状況はございません。そのため、まずは文化庁や県教育委員会との協議を行うことを優先し、専門的な対応方針を整理しているところでございます。今後は、町民の皆様にもご理解いただけるよう、教育委員

会事務局で発行しております「利神城かわら版」や町公式ホームページ等を通じて必要な情報提供を行ってまいります。

2つ目の町が崩落の事実を把握された経緯をお聞かせくださいについてでございます。

6月22日、日曜日、午前9時頃、地元住民の方から連絡をいただき、同日中に担当者が現地を確認し、崩落を把握したものでございます。

3つ目の崩落の規模はどれくらいですかについてでございます。

利神城跡の二の丸東区において、南北約5メートル、東西約4メートル、高さ約6メートルの範囲で、石垣及び斜面が崩落していることを確認しております。

原因については、以前より経年劣化が確認されていた箇所でもあり、史跡利神城跡整備計画策定専門委員の見解としては、雨水による地盤の浸食が直接的な要因とされています。ただし、文化庁からは、今回の雨量は災害復旧事業の要件を満たさないため、災害ではなく「経年劣化による毀損」として対応する旨が示されております。

今後の対応といたしましては、国庫補助を活用して現況の記録を作成し、崩落状況を正確に把握した上で、修復の方向性に向けた基礎資料の整備を進めてまいります。既に、文化庁及び兵庫県教育委員会へは「毀損届」を提出し、対応方針についての協議を行っております。

4つ目の山城ガイドツアーに与える影響はあるのかについてでございます。

今回の崩落箇所は登山禁止区域であり、山城ガイドによる限定公開ルートからも外れています。そのため、現時点においては、ツアー実施に支障は生じておりません。しかしながら、山城中心部には、ほかにも崩落の危険性が存在しないとは言えないため、石垣モニタリングを継続しながら状況により判断する必要があると考えております。

5つ目のお盆前後から時折激しい雨に見舞われているが、新たに崩落現場の土砂の流出はないのかについてでございます。

その後の降雨により、崩落箇所の下部で極小規模な土砂流出は確認されておりますが、新たな大規模崩落は現時点では確認されておりません。これからもモニタリングを継続してまいります。

6つ目の今後も台風なども心配だが、土砂の流出に、これ以上の崩落を防ぐ緊急の工事が必要と思うがその計画があるのかについてでございます。

今後、斜面下部で土砂の流出が進行した場合、崩落範囲の拡大が懸念されることから、まず、早急な対応として、シートによる養生を8月25日に完了しております。引き続き、台風や豪雨に備え、必要な安全対策を適切に講じてまいります。

7つ目の史跡利神城跡整備基本計画策定委員会で計画案を策定中で、今年度が最終年だと思うが、今回の崩落が計画策定に与える影響はについてでございます。

史跡利神城跡整備基本計画は、今年度が策定の最終年度でございますが、今回の崩落についても利神城跡の現状と課題の1つとして整理します。今後、復旧の方向性や斜面保護の設計などに反映してまいりますが、これから事業についても国庫補助を活用しつつ、町の財政負担を軽減しながら、計画的に取り組む方針でございます。今回の件によって、計画策定作業全体に大きな支障が生じるものではございません。

8つ目の山の部分、殿屋敷跡の部分の公有化の進展状況はについてでございます。

山城部分や御殿屋敷跡の公有化につきましては、昨年度全体的な内容について地元説明会を開催し、現在は国・県、そして地権者のご理解を得ながら、段階的に用地取得に向けた準備を進めているところでございます。具体的には、山林については令和8年度、農地については9年度の購入を予定しており、当該年度の当初予算の成立後、さらに税務署から「譲渡所得の特別控除（2,000万円以内）を適用可能な事業であることの確認」を得てからでなければ、正式な買取りの申し出や売買契約の締結はできない仕組みとなっておりま

す。

しかしながら、所有者から問い合わせがあった場合には、事業の内容や方針についての説明等は個別に対応させていただいております。

今後も国庫補助を活用しながら計画的に事業を進めるとともに、地元や観光関係者に対して必要に応じて情報提供を行い、安全対策と文化財保護の両立を図ってまいります。

利神城跡は本町にとってかけがえのない文化遺産の1つであります。今回の崩落を踏まえ、安全面に十分配慮しつつ、文化財としての価値を損なうことのないよう、計画的かつ持続可能な保存・整備に努めてまいります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君）

児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） それでは、この崩落によって、この崩落というのは、馬場のほうへ行く動線ですね、それを閉ざしているということなんですかけれども、この動線の確保なんですかけれども、今現在も馬場の方向へは行けない状態なんでしょうか。それとも、緊急のあれば行けるようにはなったんでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君）

三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） はい、お答えします。

今の段階も、まだ行けない状態ですので、今はそのままで、山城ガイドの人には、そちらのほうへ行けない旨は情報提供しますんで、伝わってるとは思うんですけども。はい。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君）

児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） その崩落が見つかったのが、我々がやっている利神城跡の草刈りに行った時に、その崩落が見つかったわけなので、したがって、その時、馬場のほうの草刈り、本来やるんですけれども、できていないはずなんです。それから、ずっと放つたらかしたままになっているので、かなりひどい状態になっているかと思うんですけども、次、秋にも、利神城の草刈り、予定が、確かあると思うんですけども、それには間に合わないでしょうね。もし間に合わないのであれば、来年のね、あれまでには何とか場に行けるような状態にしないと草のほうが大変なことだと思いますので、その点どうでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君）

三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 先ほどのご質問ですけれども今の状況を、まずは専門の先生のほうから、現状を、ずっと状態での現状保存を、しっかりと写真なり、図面なりに起こすと。

それで、元々、石垣カルテがございますけど、それと比べて、今後どうしていくかも含めてなので、今はちょっと行けない状態で、安全が確認できるまでは通行止めにはさせていただきたいと考えております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 今、パブリックコメントを募集中なんですけども、史跡利神城跡整備基本計画案、この内容にも、今後、そういった、今の現場だけじゃなしに、ほかにも崩落の危険がある箇所があるという記述もあります。そういった危ないところを、前もって知る方ですね、例えば、地面の動きや、石の動きが分かるようなセンサーをつけるとか、あるいは、カメラを設置して、モニターで監視するとか。そういった方策は取れないんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 議員おっしゃるとおりで、今現在、計画の策定の中にも入れておるんですが、モニタリング方法として、石垣の動体挙動を把握するために、傾斜計、変位計、定点観測、それからドローンや3Dスキャンによる形状記録、それから雨水排水の影響評価というような形の最新の専門の先生が、そういった今後も今の天台の部分とともに含めて、石垣カルテとの微妙な差異を、調べた上で予測をしていくというようなことも監視していくいただくようになっております。はい。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 山の上なんですね。

そして、また、工事するにも機材を運ぶ動線ですね、そういったものも大変な面があるのは、重々、承知しているんですけども、なるべく早く、そして、皆さんに、なるべく早く、登っていただけるようにするために、努力のほうを引き続いて、お願いしたいと思います。

それとですね、公有地化の問題なんですけども、前から申し上げていますように、公有地化した後の管理なんですけども、本当に草を生やし、そのまま、ちょっと油断すると大変なことになりますので、そういった管理ですね、具体的にどういった管理されるのかお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） これまでも、議員よりご質問いただいておりますが、現段階におい

ては、議員からもお知らせいただいており、水路管理する人数が非常に少なくなると、そういうことで、平福の水利組合との協議ということは、早急にしていかなければいけないんですが、今の見込みですと、その部分の買収については9年度の秋の収穫が終わってからということですので、これから、じっくりと、いろんな案が前回の決算委員会の中でもお示ししておりますが、協議をしていった上で、どうあるべきかを検討させていただければと考えております。よろしくお願ひします。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

今、パブリックコメント募集中なんですけども、このパブリックコメント募集中の、この案なんですが、本当、大変な作業だったとは思うんです。ただ、今後、この後ですね、基本計画できたと、その後のことですね、具体的にどのぐらいの工事になるのか、また、どのくらいの期間かかるのか。もう、本当に、このままいけば、この後、また、工事、具体的に、どういった工事するのか、それを決めて、それから、また、工事にかかるとすれば、本当にもう、何十年先に出来上がるのかいう感じがするんですけども、そういう見通しなんか分かりましたらお願ひします。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 今、策定しております…、もう1回、専門委員会なり全体委員会を行うわけですけれども、それは、パブリックコメントで、いろんなご意見をいただいた内容を網羅した上で、また、最終決定の内容を詰めていくわけなんですけども、この計画においては、11年の計画となっておりますので、ここにお示ししております内容については、11年間を、まず、第1回目の検討をしていく。そういう中で、今は策定委員会というのを立ち上げていますけど、今度は整備委員会という形で、専門の先生方にご指導を賜りながら進めてまいれたらということを考えておるところでございます。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、分かりました。

そして、この整備基本計画の中でも、ちょっと触れられてるんですけども、別所の構えの方ですね、こちらのほうを、この公有地化の対象にはなっていなかつたと思うんですけども、そういうものの、拡充する予定とかあるんでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 議員おっしゃるとおりで、現段階においては指定区域内を、こういった整備の範囲としておりますので、そういうたった調査の必要が出るようなことがあれば何か考えていく必要があるかと思いますが、今のところは、そういった、今現在の状況のような形です。はい。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 工事にかかる前に、本当に、この案の中にも数多く示されているんですけども、工事にかかる前の調査ですね、これをね、しっかりとやっていただかないと、せっかくの文化財遺跡が、また、土も埋もれてしまうというようなことがあってはならないんで、前の水害の後、あそこ掘削して、水路のところとか堀のところですね、それから武家屋敷のところなんか、いろんな貴重な資料が出たと思うんですけども、それを、また埋め戻してしまってはいけませんけども、そういうことを、埋め戻すの、完全な調査が終わってからだったらいいんですけども、中途半端なままで埋め戻すことがないように、その点方々、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、何ちゅうかな、利神城跡、全体として、まだまだ指定の枠外のところで、いろんな貴重なものもあるかと思いますので、そのほうの調査もできればお願ひしていただいて、指定範囲を広げるとか、そういう面もよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことをお願いしまして、この件についての質問は終わらせていただきます。

次の3番目の問題ですね、早生樹植栽事業についてお伺いします。

早生樹であるユーカリの植栽事業が始まり3年が経過していますが、現在の状況と今後の予定等と町民への説明の状況をお聞きしたいと思います。

まず1、現在、幕山地区の才金で大規模な植栽事業が進んでいます。この件について、地元への説明会等は開かれたのか。また、地元の皆さんとの了解は得られたのか。まず、この件をお伺いします。

そして、次に2、植栽予定面積は幾らで、予定本数は幾らぐらいなのか。

3、伐採は何年後を予定しているのか。また、材木を何に活用する予定か。

4、来年度の植栽は何か所で、どのくらいの規模を予定していますか。

5、先日、町政報告会を開いたんですけども、そこでも事業に対して、また、ユーカリに対して疑問や不安を訴える方が多かったです。町民への説明は1回開かれただけですけども、それで充分という認識なんでしょうか。

6、町民の不安を解消するためにも、積極的に情報を開示して、説明会を開くべきではないのか。

7、この事業はNEDOの補助事業となっています。この補助は何年まで補助金が出るのか。補助の対象は何年までなのか。また、補助が切れた後の事業資金はどうなるのか。これについて、お伺いします。

議長（千種和英君） 庵溢町長。

〔町長 庵溢典章君 登壇〕

町長（庵溢典章君） それでは、児玉議員からのご質問にお答えさせていただきますけれども、その前に、先ほどの利神城址の最後の質問に対して、こちらのほうの回答はしてい

ないんすすけれども、今の指定の範囲を、さらに広げるとか、もっと、拡大してと、今のとこだけでも、あれだけ広いところを指定して、その中で事業を進める。なかなか、それも、進めるといつても、本当に時間のかかる事業です。それを今から、そういうところまで広めていうようなことを、誰がおっしゃっているのか分かりませんけども、議員としても、しっかりと地元でも、そういう話し合いはしていただきたい。そのことは、まず最初にお願いしておきます。

それでは、早生樹植栽事業ということについてお答えをさせていただきますけれども、まず、お答えする前に、これまでもご説明をさせていただいておりますとおり、ユーカリの植栽事業は、これは事業者による分収造林事業で行っております。そのため、立木は佐用町の所有物ではございませんことを、ないということを、今一度、ご認識をいただきたいと思います。

それでは、1点目の才金地区で大規模な植栽事業が進んでいるが、地元説明会は開催したのか、地元の了解は得られたかということのご質問にお答えさせていただきますが、着工前に、地元自治会長さんに施業計画を説明する際に、説明をしておりますし、その際に、必要に応じて地元住民の方に説明する機会が必要であれば設けさせていただきたいという旨をお伝えしておりましたが、自治会役員で説明会の開催の必要はないと、事業計画については、特に問題はないということを確認したので、そういう回答をいただきましたので、説明会は、当然、開催はいたして、特別に、この件だけの説明会は開催をいたしておりません。

しかし、地元のしっかりと、そうした了解はいただいております。

なお、大規模な植栽事業が進んでいるという、今、児玉議員のご発言でございますが、実際、児玉議員はこの6ヘクタールという造林面積、これ実際に、ご覧になったと、その現場も、そういうことで見られたということでもありますけれども、この造林面積が大規模だというふうに、これがお考えでしょうか。というのは、人それぞれ、この感じ方というのは、これが大規模か、また、小規模か、それは、捉え方は違うというふうに思いますけれども、林業をやってきた者、私なんかも林業をやってきました。林業の従事者なり、その林業をされている方から見れば、これは、決して、この造林規模というのは大規模なものではないというふうに思っております。

林業は、まだ、佐用町は、ほか隣の宍粟市なんかとは比べても規模が小さいんですけども、こうした佐用町ですら、森林のおよそ半分1万2,000ヘクタールに及ぶ杉やヒノキが人工林に、植栽、植えられているわけです。その6ヘクタールというのは数字上で見れば、今、杉やヒノキがこれだけ人工林が植えられた面積から見ても0.05%、計算上0.05%にしかすぎないわけです。

また、周辺の林業が盛んな地域、先ほど申しました、宍粟市とかの人工林率、これ73%ぐらいあります。人工林面積は3万3,600ヘクタール以上ということを聞いております。

岡山県の西粟倉村は村域の面積は小さいんですけども、その95%が、こうした森林で、人工林率が84%近くあるということです。これらの地域は山も大きくて、その山全体が人工林に覆われておりますので、非常に見ても大規模と、大規模な植林だというふうに見えるわけでありますけれども、それに比較して6ヘクタールの造林が大規模だというような、そういう面積では、私はないと思っております。

また、こうして、今の才金の今取り組んでいる現地、山につきましては、現地もご案内させていただいたとおりでありますとおりであります。現在では、主伐後の地拵えというのを、植える前の地拵えをやっておりまして、今後、植栽をしていく予定になっております。

次に、2点目のご質問でございますが、才金地区での施業地は約6ヘクタールで、植栽本数、これは幾らかということでありますけれども、これについても、例えば、1ヘクタ

ール、1ヘクタールと言わずに、昔から1反幾らぐらい植えるという1つの植え方がありました。

ただ、今、試験栽培、実証栽培をやっていこうということで取り組んでおりますので、幾通りかの植栽密度で試験植栽をしようということでありまして、そういうやり方をしようということを聞いております。

ただ、全体で約8,000本。8,000本の植栽を予定しているということです。

次に、3点目の伐採時期や原木の出荷先についてのご質問にお答えをさせていただきますけれども、伐採時期は、これまででもお伝えしておりますとおり、早生樹と言っても、なかなか、実際に、どれくらいのスピードで、これが成長していくのか、おおむね10年を、まず、想定をしておりますけれども、生育の状況により、当然、前後するものと考えております。

ユーカリに限らず、原木のその利用、活用については、これまで申し上げましたとおり、木質バイオマス発電燃料やパルプ用材、建築用材、化学原料とか、香料など、幅広く模索をしておりますけれども、そのように、たくさんの用途もございますので、収穫した原木を無駄なく出荷できて、最も有利な出荷先を、造林者であるJIAさん、ジャパンインベストメントアドバイザーさんと共に、これはよく検討、模索してまいりところで、模索していかなきやいけないということをいたしまして、まだ、確定をしておりません。

農作物のように、あらかじめ出荷の契約をして栽培するという契約栽培をするわけではございませんので、現時点での出荷先、また、その用途等については、当然、確定したものではございません。

次に、4点目の来年度の植栽予定についてであります。今年度、NEDO事業で本郷地区において広葉樹林の主伐の実証実験を約6ヘクタールで、これを実施する計画であります。主伐後、引き続いて新植を行う計画であります。なお、来年度の施業計画は、検討中ということでございます。

次に、5点目と6点目のご質問には、併せてお答えをさせていただきます。ご質問にあります、町民への説明は1回開いただけで、それで十分かとのことでございますけれども、住民といつても西播磨の環境・景観を守る会だけで申しますと、現地の見学の要望がありましたので、複数回にわたり、ご案内をさせていただき、その場で丁寧に説明も行い、ご質問にもお答えしてまいりましたところです。

産業厚生常任委員会においても現地をご覧いただきました。その場に児玉議員も、当然、複数回にわたり、ご参加いただいたはずでございますが、それで1回しかしてないというご発言の、その意味が、私には分かりません。

また、説明会とは別に、住民の皆さんには、議会放送や広報紙をご覧になられて、ご理解もいただいているのではないかというふうに思っております。

児玉議員も広報4月号をご覧をいただいたというふうに思いますけれども、相当詳しく、現状の写真も掲載をして、説明を加えております。どこが、この説明不足なのか、具体的に、まず、お示しください。こういうところが全く説明ができないんだと言われることがあれば、当然、説明をさせていただきます。

また、積極的に情報を開示し、説明会を開くべきでないかということございますが、これ以上、どんな情報を求められているのでしょうか。知的財産に関する以外、全て情報は開示、公開しております。

「町民の不安を解消するためにも」とのことございますけれども、例えば、ユーカリが燃えやすく、山火事の危険が非常に高いと言ったことは、そういう不安、皆さんのが言わることに対しては、ユーカリの油分というのは、杉やヒノキよりも少ない。そして、少なくともユーカリだけが危険があるということはあり得ない。そんな特別な樹木ではない。

危険があるものではないということ、こういうことは、これまでにも科学的根拠、そういうデータをもって、何度もお話をし、伝えさせていただいているところであります。

科学的な根拠もなしに、ユーカリは危険であり、環境を破壊するというような、私から言わせていただければ、非常に無責任な発言を繰り返されれば、当然、十分になかなか一般の町民の方の不安をあおるという形になるのは当然だと、私は、思っております。

児玉議員も議員としての責任の中で、一部の方が言われていることが、本当に正しいのか、そのことが科学的に、ちゃんと正しく根拠があるのか。そういうことを、しっかりと確かめて、まず、町民に伝えていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

最後に7点目のNEDOの補助事業は何年まで出るかのご質問でございますが、現在の実証事業の期間は、令和9年度までと聞いておりますので、既に、補助事業において、育苗施設や高性能林業機械を導入され、大きな初期投資に係る事業は完了をされております。そもそも、早生樹施業は、「新たな林業システム」として、補助金に頼らずとも林業として成立させたいとの狙いがございますので、この実証期間の成果をもって、新たな林業システムのスキームの確立を、JIA社が考えられ、そして、町としても共に、こうした今後の新しい林業、スキームができるように、一緒に努力していきたい、そういうふうに考えているところです。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君）

児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） いろいろ、お答えいただきまして、ありがとうございます。

町民の方は、いろんな不安をお持ちの件ですね、根拠とおっしゃいますんですけども、それなりの、根拠はあります。

例えば、これは国際機関ですね。国際機関の出した論文ですね、これなんか見ましても、この論文出すに当たっては、神戸市の副市長の（聴取不能）先生なんかも関わっておられる団体なんですけれども、そこから出している（聴取不能）に、いろいろ不安な点が、これは早生樹林業、神話と現実いう論文の中身なんですけれども、その中で詳しく載っています。

例えば、生態系の問題であるとか、生物多様性や水資源、また、土壤肥沃度に対する脅威。また、ユーカリなんか、これはユーカリに限らずなんですけれども、そういった早生樹の人工植栽については、その木は遺伝子組換樹木なんかもされているケースもあるようです。そういう面の遺伝子組換であるとか、そういう面の心配もされています。

また、これはインドネシアなんですけれども、ユーカリを大幅にしたところ、ユーカリの木の特性ですね、ほかの植物が育たなくなるような特性を持って、本来、その土地にあった木なんかが全てなくなってしまって、今は、緑の砂漠と呼ばれるような状態になっていることもあります。

そういう面で、いろんな根拠があるんですけども、そういう反対の立場の人ですね、学者さん、いろいろいらっしゃると思うんですけども、そういう方の意見は、町として、お聞きになったんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君）

庵治町長。

町長（庵治典章君） まず、私どもが、こうしたことに本当に一生懸命取り組んでいる一番の原因といいますか、その要因は、本当に、今の森林、この環境、これが本当に守るべき状態なのか。全くこの状態が、いい状態だと、特にね、西播磨の環境と景観を考える会の皆さん方、この西播磨の今の山の状態、これだけ山が荒れて、先ほども、倒木の問題言いましたけれども、本当に、もう赤く、真っ赤になるぐらい枯れ木が出て、こんな状態が本当に生物にとっても、生物の多様性にとっても、これが守るべき、この状態ですか。何とかこういう状態を、やっぱり山の管理をして、これを少しでも改善していきたい。そういうことで考えております。

そして、いろいろとやってる、何でも、事業をやっていけば問題があることはあります。大規模にやれば、やっただけの、今一番大きいのは、これは杉やヒノキ、先ほど申しましたように佐用町内でも1万2,000ヘクタール、これだけのものを植栽してきた。これが大きな大きな、やっぱり、その生態系を崩したり、環境を破壊してることは間違いないんですね。

ただ、私たちが、今考えている、今、何もユーカリを山全部にこれをしようということは、当然できませんし、これが栽培ができて、ある程度の規模になって、ただ、栽培するだけ、景観を守る、自然を守るだけじゃなくって、やはり、事業として、採算の取れる、こうしたサイクル、循環型の林業として成り立つかどうか。この規模というのは、少なくとも、5ヘクタールや6ヘクタール植えて、そんなものでは間に合いませんけども、じゃあ全部ができるかって、1万ヘクタール、2万ヘクタールというような規模が、また、これは不可能であります。

実際に、今、インドネシアとかね、ブラジルとか、そういうところに植えているのは、確かに大規模、本当に、ただ、それ、利益目的のために、植えて、切ってということで、単一のものをユーカリなりほかのもの。ユーカリが世界的には一番多いんですけども、それが植えられているという中で、そうした、環境的な破壊、問題とかそういうものが出ていることは、これは先生方からも聞いております。当然。

ただ、ユーカリという木は、自然にどんどんと繁殖していくものではない。

ただ、今、よく早生樹の中でも、センダン、センダンなんかは、見ていただいたら分かるように、もう至る所に、今、センダンがはびこっています。ほかの木を、ドンドンと駆逐していくって、そういうセンダンばっかりができるとか、そういうことであれば、それに対する対策は要ると思うんですけども、ユーカリは、少なくとも植えたところから、どんどんと、それが広がっていくというような、今、ものではないということです。

私は、ユーカリも、また、いわゆる、センダンにしてもそうですけれども、この地球という、今の大きな私たちが生きて住んでいる、この地球の環境から見たら同じ空気と同じ水で大きくなってるんですよ。ですから、何で、ユーカリだけが環境破壊を起こすのか、そういう極端なことを言われるから、皆さん心配されるんです。

少なくとも、杉やヒノキと比べて、そんなに変わった木でもない。杉やヒノキだって、植え方、また、管理の仕方によっては大きな問題を起こします。

だから、これは、私たちが、今までやってきたことの反省のもとにやっています。

私らも、父や、親父や、おじいさんたちの時代からの話ですけれども、私らも、やっぱり子供としても関わり、かなりやってきました。そういうことへの、これまでの、今、日本の国が、戦後、これだけ拡大造林で、こんなに杉やヒノキ、単一のものをどんどん植えてきた、この結果がどうなっているか。こういう反省のもとに、それも含めて、新しい林業というのを再生をやろうということで、考えてるわけですから、そこはしっかり逆に勉強していただきたいと思います。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） ありがとうございます。

あのですね、JIA社ですね、それと農工大と、それから本町との間で、協定書が提示されています。

その時に、詳細は別に協議するとなつて、大雑把な協定書だったと思うんですけども、その後、新たに取り交わされた協議書、協議されたもの、書類として交わされているのかどうか。また、その内容はどんなものか、分かりましたらお願ひします。

[農林振興課長 挙手]

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

協定書、それ以降変更もございませんし、新たな協定も締結はございません。

ただ、造林に関しましては分収造林契約を締結して、所有者、土地の所有者は佐用町のところは佐用町が造林者であるジャパンインベストメントアドバイザー社と分収造林契約を締結して、実際に植栽のほうを進めております。

協定の主な内容ですけども、実証実験を三者でやっていきましょうということが主になつてます。実証実験、まだ、始めたところです。2年3年たつて、そんなすぐに成果が出るようなものではございません。ですので、それを継続して、実験を続けておるという段階でございます。以上です。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） そしたら、もし、万が一ですよ。万が一でも、その植栽したところで、水枯れであるとか、生態系の問題とか、地崩れ等、そういう面の、もし万が一でも被害が出た場合、どういった責任問題です、責任の所在であるとか、そういうものの協議はされていないんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵造町長。

町長（庵造典章君） 全然、想定されない、被害が出たという仮定の中で、そういう話は、当然、出るわけがないですし、そんなことを決めているわけでは、協議しているわけではありません。

当然、これまで、私たちの経験の中で、植林事業というのは、ずっとやってきました。

確かに、山植えたところが崩れたりしたところは、いっぱいあります。

でも、同じ、こうした木を、植物を、木を植えてるわけですから、そこで、そんなね、公

害問題を起こしたり、そんなことが科学的に見ても、当然あり得ないようなことを、じゃあ、あつたらどうするんだというようなことを言われても、答えようがありません。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 答えようがないということなんですけれども、やはり、あってはならないんですけれども、もちろん、あってはならないことなんですけれども、それでも、いろんな海外の事例とか見ても、絶対ないとは言えないと思うんです。  
そういう場合、万が一起こった場合はどうされるのか、お聞かせください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 万が一ということでございますけども、万が一、児玉議員なりが紹介されておる、そういう悪い影響っていうものが、ユーカリは、こんな悪いもんやつていうふうにしか聞いているほうは聞こえません。

逆に、いい事例っていうものが基本だと思ってます。

先ほど、例示で出ましたけどもブラジル。ブラジルには、元々自生してなかったはずです。ユーカリって。それを製紙用のパルプとして、本当に大規模に植林されました。

そのゆかりは、どうしてるかっていうと、日本に輸入して、皆さん使われているティッシュ、ティッシュペーパーの原料のほぼ100%がユーカリ、ご存知でしょうか。日常的に使っている資源を午前中のお話でもございましたとおり、環境を考えずに、要は、船で大量を持ってきて、そして、我々の暮らしに活用しておるということを、やっぱり、もう一度見直していきながら、地産地消、できるだけ、その輸送の距離が短く、そこの環境を保全できるような、そういう取組にすべきということも考えての事業でございます。

児玉議員にも、何回も現場見ていただいたと思います。そこで、そういう印象、児玉議員が危惧されているような印象が、お持ちであれば、もう率直に、おっしゃっていたいで、こういう影響出てるよとかいう、アドバイスをいただければ、我々も、そこに対して対応はできるかなというふうには思いますけども、今時点、我々、もう常日頃から現地の方を巡回しておりますけども、何ら、そういう危惧はないということを感じておりますので、逆に、その児玉議員なりが危惧されておるという内容、それをもう少し、科学的に、こういう原因で、こういう危惧がありますよっていうことを、分かりやすく教えていただけなければ、ざっとした、抽象的な表現だけでは、なかなか我々も対応できませんので、そこは何とかお願いしたいというふうに思っております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 今の時点ではね、確かに、ないです、そのための実証実験であるとは思うんですけども、伐採した後の用途ですね、それについて、ちょっとお伺いします。

当初の、一番最初の計画では、用途として、バイオマス発電に使うことが一番だったと思うんです。それが最近では、やっぱりパルプ用材であるとか、ほかの面も出てますけども、東京農工大で一番中心になって進めておられるのが浅田教授だと思うんですけれども、この方は、やっぱり、王子製紙の出身だったと思うんですけれども、この方、ブラジルで、まさに、さっきおっしゃったように、パルプ用材として進められて、成功を収められた方なんですけれども、だから、私したら、ひょっとしたら、NEDO の事業を取るために、バイオマス発電いうものを、バンと押し出したんじゃないかな。本当の狙いは、用途としての狙いは、パルプ用材が一番の目的じゃないかと思うんですが、その点、どう考えていらっしゃいますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

原木の使い方は、極論言うと何でもいいと思うんです。

山を再生するために、今の山が荒廃している。従来どおり、杉やヒノキで再造林するには、再生までに時間がかかる。それと、経済的な効果も生みにくいという中から、この早生樹という事業を取り組もうということで実験を重ねております。

ですので、出口として、一番、今もすぐにでも出せる出口っていうのは、バイオマス発電の燃料、これはもう間違いございません。

それと、パルプ用材っていうのも可能性は非常に高いかな。そのパルプ用材を選択した理由というのは、先ほど申し上げましたとおり、やはり輸入に頼っておる、その原料を地産地消、国内で循環させることで、循環型社会と申しますか、再生可能資源ということで使っていきたい。地球温暖化防止にも役立てていきたいというような観点からでござります。

最近では、さらには、町長、午前中のお話でもありましたけども、化学原料のその原料としてバイオエタノールであったり、また、セルロース、グリニンからプラスチックの原料として活用していこう。再生可能資源を使って我々の生活に取り入れていこう。そうすることで、化石燃料の枯渇を減らそうというような狙いも、小さな自治体からではございますけども、そういう発信も大事ではないかということで、取り組んでおるというところでございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 町長もおっしゃいましたように、今の山林の佐用の、佐用だけじゃないですね、日本中ですけども、あの山林のあり方、これは本当に見過ごせるものでもないし、本当に、どうしようもない状況であることは分かっています。

それで、新しくそれを構成する場合は早生樹を植える。これは、すばらしいことだと思いますけども、その早生樹は何もユーカリだけじゃないんですよね。例えば、真庭市では、前、視察に行った時に、早生樹って、杉、ヒノキ伐採した後に、あそこでは、柳の木だったと思います。主に植えているという話がありました。

だから、早生樹を植えるというのはいいんですけども、ユーカリに単一に限る分じゃな

くて、もっとほかのユーカリ以外の木ですね、早生樹、さっきもありましたセンダン、これは、いろいろ問題もあるようなんすけれども、そういうしたものとか、柳であるとか、そういうたほかの早生樹も考えるべきじゃないかと思うんすけれども、その点、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） そのことは、私たちも、よく分かっています。いろんな木を、非常に適した、佐用町の、また、気候、風土に、土地にも適したですね、そして山がしっかりと、こうした機能を果たせるような木であれば、私は何でもいいんです。

ただ、何でもかんでもですね、今、その試験栽培で、誰が金を出してくれるんですか。誰がするんですか、それを。やっぱり、今、ああして、ジャパンインベストメントアドバイザーがですね、東京農工大と、これやろうという、これはひとつね、1つの実験として取り組んで、そういう中で、やはり、なかなか計画どおり進まないという場合も、私はあるかもしれません。それが、ずっと、本当によかったですという状態になるかもしれません。そういうことを目指していますけどもね、その時に、柳であり、早生桐であり、コウヨウザンであり、センダンであり、そういうものが少なくとも少しでも早く成長しながら、環境に対して、ちゃんと、しっかりと機能を果たしていくと、そういう木を選んでくれればいいわけです。

だから、ユーカリはユーカリとして取り組みながら、ほかの山林、山に、今後、また、それがいいんだったら、それが本当に佐用町に適しているのであれば、昨日も岡本議員からもお話をしましたけどもね、本当にそれが、佐用町に適しているということになれば、そういう木も、また、植えていったらいいと思うんですよ。

だけど、今のままでは駄目だということを言ってるんですよ。

今の環境を守ると言って、私は、本当におかしいと思う。今の環境を変えなきゃいけないのに、今の環境を守るというようなことを、そういうことを言われること自体、私は本当に、皆さん分かってらっしゃるのかなということ、疑問を持たざるを得ないです。

ですから、今、児玉議員言われるように、真庭市で、そういうことが非常に、うまくいくってあるんだったら、それは、そういうことにも取り組むと、何も、このジャパンインベストメントアドバイザーだけがやるわけじゃない。ジャパンインベストメントアドバイザーにしたってですね、そんなに幾らでも、これを、お金を出して投資できるわけがない。山は、これだけたくさんあるわけです。

だから、私たち、例えば、森林組合においても、今後どうするか、個人の山をどうするか、こういうことを踏まえた中で、何とか事業として成り立つようにしていく。その中で、そういう樹種が必要であれば、いいものであれば取り入れるというのは当たり前のことです。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 何も、環境を守れとばっかり言うわけじゃないんです。

本当に山の状態、これは変えていかなければならぬのは、本当に喫緊の課題なので、

その点は認めます。

そして、今後、できる限りというか、町民の皆さんにも分かりやすいように、できるだけの情報は開示していただき、ユーカリに限らず、いろんな広い視野を持って、林業のほうの再生に当たっていただくことをお願いします、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、13番議席、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席の日本共産党、平岡です。

私は2項目について、一般質問を行います。

まず、この場からは、高齢者補聴器購入補助事業の実施を求める点について、伺います。聴力の低下による心身の機能低下を予防するため、補聴器の装具が必要と医師が認める65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する自治体は、令和7年度から新たに兵庫県内で5自治体、太子町・市川町の2町と丹波市・淡路市・洲本市の3市が実施し、20自治体で取り組まれています。全国では令和7年5月現在453市町村で実施されています。

佐用町は、身体障害者手帳の交付者だけを対象にし、交付対象とならない比較的軽度から中等度の難聴の方々には助成する制度が現在ありません。

町民の方々からは、助成制度実施を求める声が引き続き寄せられております。

そこで、町長の見解を求めることがあります。

(1)令和4年度から兵庫県が、身体障害者手帳を持たない高齢者を対象に上限2万円で補聴器の購入補助事業実施とアンケートが行われました。県のアンケート調査の分析結果なども踏まえ、佐用町での事業実施を行ってはどうか。

(2)つ目には、高齢難聴者の補聴器購入費の保険適用や、また、購入費の補助を国に求めることを行ってはどうか。

以上、よろしくご回答をお願いします。

議長（千種和英君） 庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） それでは、平岡議員からの高齢者補聴器購入補助事業、この課題について、これまで何度もご質問いただいておりますけれども、改めて、ご回答申し上げます。

初めに、(1)点目のご質問、県のアンケート調査の分析結果なども踏まえ、佐用町での事業実施を行ってはどうかということについてでございますが、当事業、県の事業は、令和4年度から令和5年度にかけて兵庫県が実施した事業であります。この事業を実施するに当たりまして、兵庫県としても400人ぐらいの規模を、何か募集したようですが、1次募集、また、2次募集、また、3次募集というような形で、なかなか募集しても集まらなかったようありますけれども、事業の趣旨は、当時コロナ禍により、高齢者の社会参加活動が低下していることを踏まえ、加齢性難聴有病者の補聴器使用と社会参加活動との関連性を調査するというものであります。また、当該調査のデータ収集のため、補聴

器購入費の補助がございました。

対象者は、兵庫県内在住で令和4年4月1日現在で満65歳以上、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方で、耳鼻科医師の診断を受け、補聴器が必要との意見を受けている方で、補聴器購入費に対して上限2万円の助成があつたということあります。

助成金の応募には、耳鼻科医の意見書、この診断書と言いますか、5,000円の費用は自己負担ということで、補聴器装着前後のアンケート調査への協力が必要で、兵庫県で先着400人とされたところであります。

アンケート調査によるデータ収集の結果につきましては、社会参加日数が増加、または変化なしが約8割、そして、社会参加意欲が増加、また、変化なしが約7割を占め、回答理由として、「社会活動に前向きとなつたため」が約4割と一定の効果が認められたというふうに聞いてはおります。

佐用町での高齢者補聴器購入補助事業の実施につきましては、これまでお答えをしてきておりますとおり、高齢者の生活の質に影響のある障がいは、聴覚障がいのみならずADL（日常生活動作）の低下や視覚障がいなど多く存在し、それぞれの状況をサポートするための補装具や器具等もそれぞれありますと、生活の質を確保するための支援は、特定分野のみならず総合的、また、体系的に検討していくことが必要なものと考えておりますと、「障害者総合支援法」による「補装具費支給制度」に基づき、これは支援していくべきというふうに、まず、基本的には考えております。

(2)点目のご質問、高齢難聴者の補聴器購入費の保険適用や購入費の補助を国に求めるこを行つてはどうかということについてでございますが、令和6年6月13日付で兵庫県議会から国に対して、令和4年度から令和5年度において兵庫県が実施した「加齢性難聴者に対する補聴器活用調査結果」により、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、聴覚補助機器等の積極的な装用を促すため、聴覚補助機器等の購入支援制度の創設ということが、議会から国に対して要望をされております。

町といたしましては、今後におきましても、社会情勢や県内市町の動向も注視してまいりますが、まだ町民の多くがご存じでない「補装具費支援制度」、これを周知することに努めて、必要とされる方が、この制度によって補聴器を手にして、生活の質そのものが改善できるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

この補装具費支援制度、国の制度を活用いただければ、非常に、もともと高額なものですけれども、費用負担が少なくて、また、修理やそういうことも、既に、公費でできるというものであります。このことは何度も説明させていただいておりますけれども、やっぱり、そういうものを、ちゃんと、まず、手にしていただくように、それぞれ担当のほうでも、皆さんに、きちっと説明し、そういう支援をしていくこと、これを、まず、優先していきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君）

平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町長の答弁は、以前から取り上げてきた時と変わってはいないんですけど、先ほどの答弁にありました、補装具制度ですか、国の制度を周知していくということから、発展していないんですね。

そこで、地域で、県下各地で、それ国の制度そのものが十分であれば、改めて新たな制度をつくらなくともいいわけで、佐用町も変わらず、国の今の制度が具体的に住民にとつて網羅、全部解決できるものであれば、それはもういいんですけど、残念ですけれど、国の制度そのものが非常にハードルが高いという、そういう現実があるということで、全国的に運動があつたり、取り上げられて、新たな、その独自の制度が出来上がっているんですね。

何回も言いましたので、経過も含めて紹介しますけれど 2019 年、令和元年の参議院の財政金融委員会で、共産党の国会議員が、先ほど紹介がありました兵庫県議会で、補聴器購入補助金制度要請の意見書が全会一致で議決されてとり取り上げられたということを紹介して、当時の国会ですね、麻生大臣でしたけれど、自身も補聴器を使っているという話で高価なのは承知している。厚生労働省から要求があれば考えなければならないという答弁もしています。ここから一気に全国にこの補聴器を軽度の人からつけて、いわゆる、認知症にならないためにという分野から広がっていってるんですね。

それで、東京都などは、全国的に都道府県の中でやってるのは東京だけなんですが、残念ながら、市町村に対して 2 分の 1 の補助をするという、そういう制度をつくって、それがもとになって、その東京の場合は、全ての自治体でその新たな制度、軽度な人たちを対象にしたものが出来上がっています。

補聴器を購入したらすぐ使えるものではなくて、自分の聞こえ状況も合わせて何度も調整してもらうことが必要であつたり、また、補聴器を使用するのにトレーニングも重要だというようなことが言われています。ですので、言語の聴覚士さんによる聞こえの相談であるとか、あるいはお医者さんの、その聴力検査で必要な保険診療についても、検査費用については保険診療で行われるとか、そういうふうな手立てがとられて、住民の利用が広がっているということで、補助金額も最高額は非課税住民税の方に対して 14 万 4,900 円、また、それ以外は 7 万 2,450 円。これは県下の、いろいろ取り上げられている自治体の金額から大きく、すごい金額になっているんですけども、そういうふうに兵庫県の場合だったら県がそういうふうに進めていくならば、こういった制度も、もっと進むんじゃないかなと思います。

ですので、聞いております内容の中であるように、ぜひ全国の市長会も毎年補聴器に対する補助制度を創設するように求めているという、そういう動きもありますので、ぜひ、佐用町からも、そういった声を上げてほしいと思います。

補聴器制度を実現する上で指摘されているのが、認知症予防の観点から、介護保険制度の中で、聞こえの対象として位置づけて、そして、国の補助制度も求めていくというような動きになっているんですね。ですので、単なる、その補聴器の国の今ある制度で十分だということではなくて、聞こえにくいという人も含めて、生活の質を落とさないためにする制度というとらまえ方で、ぜひこの新たに佐用町も県下でも広がっている補助制度を取り組んでいただきたい。そういうことで、今までの答弁で補装具のその制度で十分だという立場から一步前に行っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。回答変りませんか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵造町長。

町長（庵造典章君） 今の制度で、私、十分だとは言っておりません。  
ただ、今、かなりね、財政的に豊かな東京都とか、そういうところはやってると言いな

がら、実際に 14 万なんばぐらい出せるとこ、出してるとこもあったり、所得によって、

〔山本君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵溢典章君） 何。

〔山本君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵溢典章君） 議長のあれ、取ったんか。

議長（千種和英君） 僕のほうが指示出しました。はい。

町長（庵溢典章君） 元へ戻します。

この、そういう要望、認知症の対策にも、当然、大きな効果があったり、生活の質を高め、高齢者の方の生活を改善すると、こういうこと、だから、国に対して、しっかりと、そういう、全国やはり同じように、財政的な非常に豊かな東京都だけではなくて、どこもそういうところを、やっぱり平等にしてくださいというような要望は、当然していくべきだというふうに思って、私も思っております。

ただその中で、今、ずっと、平岡議員が近隣でも、こうやってると、そういうことが近隣の例を、お話になった時に、これを見させていただいて、私は非常に疑問に思ったのは、どこの町も財政的なこともあるんでしょうけども、少なくとも 2 万円を上限とか 3 万円を上限、そして診察料だと、送料、修理、後々のメンテナンス、こういうものは全て除外と、やはりお年寄りの経済負担が、本当に、ものすごくかかるんじゃないかなと。

たった、2 万円や 3 万円、最初に、例えば、補助しても、実際の補聴器というのは、私も自分はしませんけども、母親なんかの補聴器、購入しました。やっぱり 10 何万。20 万円ぐらいするんですよね。だから、そういう中で、これが中等度難聴程度、これが全く、そうした国の障がい者の基準に合わない。それよりか、もっとというんであれば、全て、このところを、まず、考えないかんと思いますし、しかも、そういう、それで、その制度にちゃんと、やっぱり乗っかって、負担も少ない、後々のメンテナンスもちゃんと費用負担、費用が出ると、支給されるというようなところを、まず一番に考えないと、これは、あまり高齢者にとって、そうした、かえって、高齢者の経済的な、何か後々、つくったけど、修理はしなきゃいけない、やっぱり、それにお金が何ぼ要って、何万要ります。何万要りますというような話では、本当に逆に、そういうのを進めてしまういうのは、本当に行政が、それをやるというのは、ちょっと、これ安易なやり方ではないかなと、まず、一番、そのところに疑問を持ったわけです。

ですから、先ほど、申し上げたとおり、職員のほうにも、そういう取組、難聴、障がい者、聞こえにくい方に対して、少なくとも、その制度をしっかりと伝えていって、それをできるだけ、その制度に乗っかった補聴器が購入できるようにするということ、このことが一番、まず、最初に取り組むべきだということを申し上げているところです。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が言われんとする、その国の今ある制度を十分に周知すれば、

わずかな補助金で高齢者の負担が増えるようなことを推薦する、推奨するようなことは逆じやないかとおっしゃるんですけど、残念なんですけれども、国が制度として、認定されるのが平均、聞こえの度合いですけれど 70 デシベル以上でないと身体障がい者の認定が受けられないという、今、国のその仕組みがあるので、ここで質問しているのは、世界の保健機関が基準としている 41 デシベルから補聴器を使うことによって、それを行うことによって、普段、あまり本人自身も気づいていない、そういう人たちが約 900 万人程度というふうなことの数値があるんですね。2030 年には 1,400 万人を超すと予想されていると、こういう聞き取りにくい、日常生活において、機能制限に関する、そういうそういうものになっているという実態があるということで、極、一握りの人の本当に聞こえない人という今の制度では、取りこぼされる人が圧倒的多数なんだという、そういう現在の何ていうか、現状があるということを、いろいろと補聴器の補助をしてほしいんだという全国的な運動があるんだということをお聞きして、私も、いろいろと、いろんなところ勉強していく中で、そういうことを知りました。

なので、現在は、高齢者と言いましても、その社会参加で定年も延長されましたし、再雇用で働く人たちも増えてきておりまして、働く上で社会参加をしていく上で、その聞こえにくいというのが大きな障害になってきているので、その人たちを救済していく、そういう補聴器の制度をつくって、全国的に徐々に広がっているんですけど、最終的には、おっしゃる、町長が言われるように、全国どこに住んでいても同じような制度になるよう政府を、国として、今の 70 デシベル以上でないと、制度として認められないというものが、もっと広く救済できる制度にしていくために、今、まさに意識として、高齢者の皆さん的生活の質を向上させていくために、この補聴器を、ぜひ佐用でも取り組んでほしい。社会参加を広げていく上での、そういうものとして、とらまえてほしいということで質問しております。

いろいろ言いたいことあるんですけど、今、政府も全然何もしていないんじゃなくって、自治体に対して、補聴器高齢者の社会参加に向けて、補聴器利用と、その効果についても調査をしていると、悉皆調査いうんですから、もう全部の全ての自治体に対して、そういう調査もして、実態調査を今把握しているということを知ったんですけど、佐用町でも、そういう調査があって、回答が 54% ということになっているので、佐用町はどんな回答したのかなと聞きたいところなんですねけれど、どうなんでしょうか。そういう国の調査、2024 年 3 月に開催された、難聴者に対する対策会議の中で、自治体に対して調査結果が報告されたということで、その基になる調査を佐用町も受けていると思うんですけども、そこらへんの実態が、もし今ここで分かりましたらお願ひできますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えします。

佐用町としましては、今、町長が答弁で申し上げました、やっぱり、障害者総合支援法、こちらのほうの普及を進めていくと、補装具費支給制度、こちらで答えを返していると思います。こちらの考え方は、佐用町は変わっていません。

それで、今のところ、佐用町は、耳が聞こえにくい人っていうのは耳だけに原因があるのではなくて、体全体で、どっかに異常があるのではないかということで、お医者さんにかかっていただいて、そこで、きちんと診断をしてもらった上で、もし、障害がほかのところにあれば、そちらの方の装具器具類を、こちらも紹介をさせてもらっております。

それと耳が認知症予防っていうことなんですかけれども、こちらは、なかなか聞こえにくい人は、周りの人が、もうちょっと聞こえやすい、例えば、ゆっくりした話し方をするとか、いくら補聴器をつけても話し方次第では聞こえないということです。ですから周りの人が、もっとその方を気づかって、話し方も工夫するということで、佐用町は進めております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） もう1つ、国のはうは、2023年度からは、モデル事業として早期発見のいくつかの自治体で行って、その成果をいろいろと、先進事例を紹介する取組も行っているというふうに、軽度の人から質を高めるための取組を継続して行っていますし、兵庫県も先ほどあったような、コロナの関係でなかなか進まなかつたということですけれど、今は地方創生臨時交付金の活用して、社会参加と関係調整も行っているというふうな、そういう事業も取り組んでおられるようです。

で、全国的に住んでいるところによって補聴器に対する補助金額が違っていたり、また、聞こえにくい人に対する手立てが、きめ細かくやられているところと、今の国の制度そのままでいってる自治体で格差ができますので、そういう意味でも関係者も含めて、よく全国的な動きも勉強していって、私も勉強していきますけれども、介護予防、フレイル予防を推進していくという、そういう位置づけで、補聴器の面も、これからも取り組んでいただきたい。そのことを申し上げて、この質問については終わりたいんですけど、何か対応についてお考えがありましたら、お聞かせください。

議長（千種和英君） 何かございませんか。よろしいですか。

[高年介護課長 挙手]

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 町長の答弁でもありましたように、今後の情勢については見ていきたいと思っております。

ただ、今のところは、やっぱり財政的なことから、持続可能性のある社会保障制度の枠組みの中での対応ということで、補装具費支給制度というのを中心に、持続可能な制度を進めていきたいと思っております。

ただ、これから社会情勢は、しっかりと見ていきます。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 付け足してですけれど、社会保障を充実させるということで、周辺の西播磨地域を対象にして、各自治体を社会保障がいろいろ違いがある中で、補聴器のことも含めて、毎年、周辺の自治体の状態なども紹介しながら、その社会保障を充実させていこうという運動も取組も、やられておりますので、ぜひそういう中でも周辺の自治体の

状況なんかも学びながら、ぜひ佐用町でも前進させていっていただきたい。そのことをお願いしておきます。

1点目の高齢者の補聴器購入補助の実施を求めるについてについては、以上で終わります。

2点目に、佐用町地球温暖化対策についてということで、質問を行います。

昨年の猛暑による被害は、石川県能登地方で地震災害に追い打ちをかける大雨による被害が発生するなど全国各地で経験したことがない豪雨で甚大な被害が発生しました。

今年の夏も、40℃を超える危険な暑さと、線状降水帯が断続的に発生し、九州、北陸、東北など列島各地に浸水や土砂崩れなど深刻な被害が広がりました。気候危機が猛威を振るう中、緊急の被災者支援と本格的対策が待ったなしとなっています。

異常気象が起こる原因は、地球の温暖化で、特に北極では氷山、氷の山ですね、解けるなど激しく温暖化が進んでいます。温暖化が日本の猛暑につながり、猛暑は海面温度も上げ大量の水蒸気を発生させ豪雨となります。そして、猛暑で上がった海面水温は下がらず残暑は厳しくなり、暖かい海からの水蒸気は雲になって、今度は冬の寒気、寒波で冷やされ豪雪になるといわれており、根本的対策は、CO<sub>2</sub>を減らすことと指摘されております。

国は令和3年度、地球温暖化対策推進法で2050年までに脱炭素の実現を表明。市町村は地域脱炭素化促進事業の促進事項を定めることが努力義務とされています。

そこで、町長の見解を求めます。

(1)佐用町ホームページでは、地球温暖化対策実行計画策定の受託者の公募が行われております。計画費用など状況を明らかにされたい。

(2)つ目に、再生可能エネルギーの地産地消、農業、林業の振興、公共交通、断熱・省エネルギー住宅へのリフォームなど、計画を実践するためには、専門的なアドバイスが行える支援窓口の設置が必要ですけれど、それはどうなるのか。以上、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君）

庵治町長。

〔町長　庵治典章君　登壇〕

町長（庵治典章君）　　それでは、平岡議員からの2つ目のご質問でございます佐用町地球温暖化対策についてに、お答えをさせていただきます。

18世紀後半の産業革命以来、人類は化石燃料の大量使用により、大気中へ二酸化炭素を排出し、その濃度を急速に増加させてきました。

産業革命以前と比較すると、2023年度の大気中二酸化炭素濃度は、約1.5倍に達し、その温室効果により地球温暖化は現在も進行しております。

気象庁と文部科学省がまとめた「日本の気候変動2025」によりますと、日本の年間平均気温は1898年から2024年の間、100年当たり1.4°Cの割合で上昇しているということあります。また、近年の猛暑事例の幾つかは、地球温暖化による気温の底上げがなければ起こりえなかった。さらに、近年の大雨事例についても地球温暖化の影響により大雨の発生確率と強度が、その大きさが、大きくなったとの研究結果が示されております。

今後も気温が上昇し続けた場合、議員の言われるように、気象災害発生や気候変動による食糧不足等、生命の存在をおびやかす危険性は高まっているというふうに考えなければなりません。

この地球温暖化に対して、国は1997年の京都議定書を受け、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、脱炭素社会への取組推進を図っております。

2022年4月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村におい

て「地球温暖化対策実行計画」の策定が努力目標として規定されました。

また、今年2月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、また、2040年では73%削減することを目指す目標が掲げられたところであります。

本町においても、自らが率先して環境保全に係る行動を実施していくべく、「メガソーラー発電施設」や「木材ステーション」の運営によるバイオマス発電の推進、町有林化促進事業による山林等の再整備として、CO<sub>2</sub>の吸収効果の高い早生樹植栽の実証実験、公共施設の照明LED化等、温室効果ガスの排出量削減に努めているところでございますが、このたびの法改正を受けて、地域の状況を十分に反映しつつ、再生エネルギー活用の可能性を把握し、地球温暖化に資することを目的に、今年度、「地球温暖化対策等実行計画」の策定を進めているところであります。

それでは、(1)点目の質問であります地球温暖化対策実行計画策定の計画費用などの状況を明らかにされたいということであります。今回、策定する地球温暖化対策実行計画についての費用は、令和7年度当初予算で1,037万3,000円、計上いたしております。財源といたしましては、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金」を活用して、当初予算で、国の補助金700万円を計上しております。補助率は4分の3となっております。

現在の進捗状況であります。公募の結果、2社から応募がありました。それぞれの企画提案書を、関係課長で構成する委託業者選定委員会において比較検討し、業者決定を行ったところでございます。今後、住民代表等も交えた「佐用町地球温暖化対策実行計画検討委員会」の開催も含めて、計画を策定していく予定であり、完成は令和8年1月を目指しております。

(2)点目の再生エネルギーの地産地消等、計画を実践するために専門的なアドバイスを行える支援窓口の設置はどうなるのかということについてでございますが、現在、農林業振興については農林振興課。公共交通や大規模太陽光発電については企画防災課。また、コンポストや電動生ゴミ処理機購入助成については住民課、それぞれの担当課が窓口となって行っています。

本計画書策定についての協議は、先ほど申し上げましたとおり、これからとなります。これらの事業は、内容やその法的根拠も違いますので、窓口対応を一本化することは大変難しく、計画策定後も、計画方針に沿って、それぞれの担当部署で対応していくことになるかというふうに考えます。

計画策定後は、目標達成に向けた取組を実践していくためにも、まずは、広く町民の皆さんに計画を周知していくことが必要であり、実績の検証、情報公開等、住民や事業者の誰もが見て分かり易い仕組みにしていかなければ、地球温暖化対策をスムーズに進めいくことができないというふうに考えます。

皆様も体感されているように、今年の夏の暑さは、非常に異常と言えるような酷い暑さです。今や地球は「温暖化」から「沸騰化」の時代へ変わってきております。何もせずに状態が好転することは考えられない状況となっております。この計画も含めて、一人一人が何か行動を起こすことが必要であるということを申し上げまして、この場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君）

平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今回の、その地球温暖化対策に対して、公募型のプロポーザルの実施ということで、佐用町のホームページ開いていく中で、新年度予算に計上していたなどということを反省したんですけど、当初予算の段階では、いつも町の場合、当初予算で特に新たな事業するという時には、特徴のあるものを明らかに、最初から、こういうものを今年度は特に力を入れてやりますというか、そういう事業として、挙げられているんですけど、今回の、この地球温暖化対策事業も私は目玉言うたらあれですけれど、非常に重要な取組でありますし、町としては、法的には義務的というか、必ずじやなしに義務というような位置づけではあるんですけど、いち早く町段階でそういう取組をするということでは、議会での説明も、ちょっと、このホームページを見るまで、認識として、なかつたので、そこら辺は広く住民に知っていただかう意味でも第一歩である議会に対しての、そういう説明的なことが、ちょっと薄かったんじやないかと思うんですが、そのへんはどうなんでしょう。これから取組の第一歩として。お聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵遼町長。

町長（庵遼典章君） こういう、今、環境の、状況の中で、環境省、国も本当に、当然、国で危機感を持って、こうした努力義務としてでも、こういった計画を各自治体に求めるということがあるというふうに認識しております、当然この計画というのは本当に大事な重要な計画だというふうに思います。

ただ、今回、新年度の、こうした新規事業とかいうような項目の中で取り上げていなかったというのは、これは当然、今回初めての計画ではない。というのは、こういう関係の中で、これまで省エネ計画というのを、ずっと作って取り組んでおります。それに合わせて、今度は努力義務ということですから、環境省が、各自治体、かなりの補助金も出しながら、こうした計画を策定をしてくれと、して取り組んではほしいという話でしたので、そういうことで、新しい新規の事業という形では、そういう項目として取り上げなかったのではないかと、担当のほうが、財政課としても取り上げなかつたのではないかというふうに、私のほうは、今、思っておりますけれども、もう計画としては、非常に、私は大事な計画だと、やはり、これから、これはなかなか、町職員だけではなかなかできない。こういうコンサルといいますか、この国全体、地球環境という大きな問題から、国の政策、各目標がいろいろあって、既に、取り組めること、効果があることというのは、ある程度、こういうことを取り組むことによって、どの程度の、こうしたCO<sub>2</sub>の削減ができるのかというようなことを、やはり専門的な現地の中でつくらなきゃいけないということで、これは、こうした担当課のほうが、当然、担当がおりますけれども、実際には、コンサルのほうに委託をするという形でつくるというものでありますので、その中で実際に今度は、それが出来上がっててくる中で、特に、今、お話のように、町民の皆さん方、みんな一人一人がこれを本当に理解したり、実際に自分たちが自分のこととして、これを取り組み、実施実践していかなければ効果ありませんから、町がやるべきこと、当然、行政としてやるべきことは、それぞれあると思いますけど、大きくは、全てやっぱり、国民一人一人、町民一人一人の課題、問題だというふうに考えております。

今後、しっかりと皆さんにお伝えをしていくということを、当然、考えていきたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君）

平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 公募型で、プロポーザルを実施する、コンサルに委託していくということで、当初予算では認めていうか、通ってきているわけですけれども、先ほども費用の面で1,000万を超える、そういう事業なんですね。そういう、いろいろ調査するのには、それぐらいお金がかかるものかなと思ったんですが、この根拠言うたらあれですけれど、見積もりの限度額として1,000万を超えるような、その委託料というのは、これは、どういうものなんでしょうか。国のほうから、こういうものだから大体これぐらい必要なんですよということで、その補助金も出ることですから示されたんでしょうか。ちょっと、そのへんも説明お願ひできますか。

[住民課長 挙手]

議長（千種和英君）

福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

ただ今のご質問になるんですけれども、まず、この地球温暖化対策実行計画、既に作成されている市町とかもあります。その中で、そこで先ほど言いましたコンサル等、実際にされているところとかに、見積もりを依頼しまして、実際、佐用町規模でどれぐらいの金額が必要かを見積もっていただきまして、それを予算に計上しております。

それで、ほとんどが人件費となっておるかと思います。あとは成果物の作成料ぐらいとなっておりますが、実際に、こちらのほうから、佐用町のほうからも、その計画策定に当たりましては、佐用町のデータ、いろいろ面積であるとか、人口であるとかいうデータの提供も含めた上での見積もりとなってございます。以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君）

平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 計画書をつくるのに、きちんと、根拠を、ちゃんと積み上げて、そして、きっちとした計画をつくっていくというのは大事なことなんですが、そんな中で、住民の人の関わりでけれど、それは、その計画段階で仕様書いうのも公表されておりましたので、ちょっと目は通したんですけれども、町民に対し意識調査ですか、町民の1,500人程度、あるいは事業者100事業者程度にアンケート調査を想定していますということで、ここで初めて住民が、この計画書をつくる上で関わっていくことになるということなんですが、町民の人も、今の気候を大変だということは身にしみているので、何とかしたいという思いも強くありますので、非常に関心があるということで、どうなるんでしょうかねということも聞かれておりまして、それに応えるためにも、住民が、この計画に関わっていく内容について、ここで示されている仕様書の内容しか分からないので、お願ひできますでしょうか。

[住民課長 挙手]

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、失礼いたします。

議員がおっしゃいました、仕様書にもありますように、まず、18歳以上の町民1,500人にアンケート調査を実施いたします。それと、事業所のほうもですけれども100社、100社いうか100事業所ですね、これ両方、無作為に抽出してアンケート調査をさせていただきます。

そのアンケート調査を基に、ある程度の案を作成して、その後、先ほどの答弁にもありましたように、地球温暖化対策検討委員会、各自治会長さん、ちょっと、まだ、メンバーは決定しておりませんけれども、各団体の代表者さん、集まつていただきまして、その計画に対するご意見とかお聞きしながら、計画をまとめ上げていくという方法をとりたいと考えております。

また、最後にはパブリックコメント、そちらのほうも実施のほうを予定しております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 計画をつくる上では、先ほど言われたように、いわゆる検討委員会があつて、町民に対してはパブリックコメントがあつて、広く徹底してつくりましたよという形で進められるんだろうなと思うんですが、そこで、その検討委員会のメンバーは、まだ、明確になってないということですけれども、いわゆる役職、団体の代表とか、一般的には、そうだろうなと思うんですけれど、関心のある、環境に特に関心のある人たちも町民の中から入れるような形もとつてほしいなど。まだ、構成が固まっていないんでしたら、そういうことも考えていただきたい。

できるだけ、住民の人が分かりやすく、自分たちが関わって、温暖化を食い止めていく、そういう立場でなるいうことが、私、大事だと思いますので、幅広い人たちの声が生かされるような、そういうことを、よく考えていただきたい、メンバーも選んでいただきたいなと思います。

大体、パブリックコメントに出しても、意見、これまでの計画ですけれど、なかなか意見出せないというか、そういうのがあつたんかなというようなことで、済まされてしまうような計画も中にはありましたので、そうではなくて、関心のあることについて、住民の人が、どんどん意見が出るような、出せるような、そういう状況で計画書をつくってほしいというのが、意見なんですけれど、そのへんは考慮していただけますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 議員おっしゃるように、議員もおっしゃったのと、それと最後、町長、最後の答弁のほうでも申し上げましたように、この計画は広く皆さんに知っていたく必要が、当然ございます。計画策定につきましても、情報を広く発信して、1人でも多くの方のご意見いただけるように、協議して、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（平岡きぬゑ君） 以上で終わります。終わります。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後3時55分とします。

午後03時42分 休憩

午後03時56分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

10番議席、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

[10番 廣利一志君 登壇]

10番（廣利一志君） 10番議席、立憲民主党の廣利です。

今回、質問はユーカリ植栽で森林再生は可能なのかと。

今日まで、住民に対するユーカリ植栽に関する説明会は、疑問にしつかり答えて、不安を解消するものになったのか、放置された森林の再生に早生樹のユーカリが事業として成り立つということを、町民の方々に満足いく形で説明しきれたのか。

現在までの説明会は、令和5年5月16日、長谷・平福・石井・海内地域づくり協議会、センター長への説明会。

令和5年6月22日、旧利神小学校跡地活用の地域住民への説明会。

令和6年3月8日、さよう文化情報センターでの住民向け説明会。

以上の3回の説明会が全てです。現在、植栽が終えたり、予定の自治会住民向けには実施も計画もないようです。当局は住民からの開催要望がないということで、開催の意向もないようです。威迫、暴言で住民の方々は、そんな説明会を積極的には開催要望しないのは当然だというふうに思います。

先ほど、児玉議員への答弁で、現地確認の受入をし、複数回実施し、これ以上、何の説明が必要なのかという答弁がありましたけれども、説明会は、そもそも事業の主体者がやるのが当然であります。町民、住民は、何の情報も計画の詳細も知りません。

ですから、先ほどの答弁のような、これ以上、何が説明会が必要なのかというのは、我々、住民に対して詭弁を弄しているというか、我々は分からぬから説明会を、学習会を設けてやっているわけです。そのところを、ちょっと、説明会を勘違いしているんじゃないかなと思います。

ユーカリ植栽の目的は、バイオマス発電なのか、パルプ製造なのか、アロマなのか。

当局は町内にバイオマス発電所を設けることを言明されました。しかしながら、いつの間にかパルプ製造になり、アロマもあると言われたりしています。ユーカリは早生樹で植えて10年もすると伐採可能ということのようです。パルプ製造に舵を切ったのであれば、それはどの程度のユーカリ植栽面積が必要で、事業化の計画、コスト計算などを明示して

ください。

神戸市の取組。令和7年度の予算で森林再生、里山整備に取組を神戸市は開始されました。先ごろの報道によると、具体的な事業もまもなく在来種の広葉樹を植え循環型林業を目指す計画のようです。

神戸市の取組は、市民の納得も得られ、本町の森林再生にも大いに参考になるというふうに思います。この報道等をお聞きになりまして、ご感想等をお聞かせください。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君）　　庵澄町長。

〔町長　庵澄典章君　登壇〕

町長（庵澄典章君）　　それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

ユーカリ植栽で森林再生は可能なのかというような題になっておりますけれども、最初に申し上げますけれども、可能かどうかは分かりません。これから、どれだけの本当に山林に、みんなが力を入れて、こうした事業に一つ一つ取り組んでいけるかどうか、それにかかってきていると思います。ユーカリだけで、こんなものが、再生が可能だというふうには、私も思っておりません。

まず、その質問に関連いたしまして、冒頭申し上げますけれども、これまで、廣利議員からはユーカリを活用した早生樹事業の内容について、何度もご質問をいただきてまいりました。廣利議員からは、ユーカリの造林に対して常に否定的なご意見をいただきてきたところですが、私からは、危惧されている内容については、特に問題ないことを、東京農工大学の先生方のご指導により、科学的な根拠をもって説明をさせていただいたところでございます。それに対して、廣利議員のおっしゃられる否定的な意見は、科学的な根拠やデータが示されておらず、それをお示しいただかないと、明確なお答えができないと思いますし、やっぱり、議論も本当に実りある議論、かみ合った議論もできません。そのため、科学的な根拠、データをお示しいただきたいということを、これまで何度もお願いをしてまいりました。

昨年3月の廣利議員からの一般質問において、反問権も使わせていただき、ユーカリが危険であることのデータを示して、専門家から説明していただくなど、議員としての責任を果たしていただきたい、そういうふうにお願いを申し上げました。

それに対して、廣利議員は、責任をもって、議会活動の中で町民の皆さんに説明をするとおっしゃいました。

また、本年3月議会の一般質問において、専門家の方に聞いて、外来種を植える際には環境影響調査が必要だということなので、資料を出すので検討してくださいというふうに言われました。議事録にも、しっかりと残っております。

これらの資料を、まず、出していただかないと議論になりません。これらの資料を出していただいておりますか。これまでに。

本年3月の議会終了後に、担当課長と室長から、廣利議員に対して、これら資料の提出をお願いしましたが、未だ、そうしたものの提出がありません。なぜ、ご自分から言い出されたことを実行されないのか。その上で、同じ抽象的な内容の質問を繰り返されるという、この意図が、私には理解ができません。

廣利議員が、ユーカリの造林を危惧されていることは、議員の自由であり、私がどうこう申し上げることはできませんけれども、だからこそ、その危惧する内容について、具体的に、科学的な根拠やデータをお示しいただきたい。そういうふうに思います。

我々としても、環境を破壊してまでユーカリを植えようということは、当然、考えておりません。

ユーカリを植えることで危惧される内容を、しっかりとお示しいただければ、指導いただいている専門家の先生方にも、しっかりと検証をしていただいて、対応をしてまいりたいというふうに思います。

しかし、そうした、検証をしていただくことで、廣利議員が危惧されるところも回避することもできるでしょうし、建設的に議論が進むはずです。

しかし、資料を出すとお約束いただいたから1年半経過していても、まだ提出がない。何の進展もない状態で、廣利議員の次々と同じことののような発言や行動については、その真意が私には理解ができません。

また、ご質問には、当局は町内にバイオマス発電所を設けることを明言したとのご発言がありました。いつ、誰がこのようなことを、名言したでしょうか。

バイオマス発電はユーカリの利用としても、そういうことができれば、それは1つの方法だということは申し上げたことはあると思いますけれども、町がバイオマス発電所を設けるということを、まず、明言したということは、私は、ありませんので、まず、そのところは、訂正をお願いしたいと思います。

まずは、これまでの、そうした廣利議員が約束されたこと、約束を守っていただけなかった理由や、言ってもいないことを言ったように発言されることについて、説明をいただくということを要求いたしまして、今回の議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、ユーカリ植栽に関する説明会が開催されていないのは、威迫、暴言であるとのご発言がございました。いったい、何を根拠に、このような表現をなされるのか、廣利議員の発言内容が、ますます理解できません。町民の方からの説明会の開催の要望はございませんが、過去には、一般質問のテレビ放映でもご覧になられた方から、植栽地を見学したいとの要望をいただき、ご案内させていただいた経緯もございます。このような対応をしているのに、威迫、暴言とおっしゃられる。これは何の意味で言っておられるのか。しっかりと、このことは説明をいただきたい。

また、先ほど、児玉議員からの一般質問でもお答えをさせていただいたとおり、ユーカリ植栽を危惧される西播磨の環境・景観を守る会においては、要望に対して複数回にわたり、現地をご案内しております。初回時には、廣利議員も同行されていたはずであります。複数回、現地をご案内させていただき、現地で説明もさせていただきましたが、その場でユーカリ植栽を危惧する意見は一切、頂戴しておりませんし、その後にも、ご意見もいただいておりません。おそらく、現地を見ても、ユーカリの危険性を特に感じることは、当然なかったためだということではないかと思います。

説明会を求めておられる町民がいらっしゃるのであれば、町民の代表である廣利議員が取りまとめて、要請をしていただくこともできるのでないでしょうか。町としては、このように、丁寧に、これまで対応をさせていただいていると思いますが、威迫、暴言とは、どういうことか。どういうことですか。詳しく、これをお教えいただきたいと思います。

また、ユーカリの使途につきましても、木材の用途について、燃料としての使用、また、建築や家具材としての用材、また、パルプとしての活用、そういうことが、当然、どの木材においても考えられますが、児玉議員への答弁でも申し上げましたとおり、今、このユーカリ植栽を、今、実証実験をする段階で、全て使途を限定して栽培をしようとするものではございませんし、分取造林契約による造林のために、立木は造林者の所有物でありますので、造林者で十分に、また、検討をされるものと思います。

経済活動として、持続可能な林業経営を行うためには、あらゆる出口を模索し、少しでも収入も増やしていくかなければなりませんし、出資に対する回収も必要でありますので、

少しでも有利な出荷先を模索することは、ごく自然なことだというふうに考えます。

何かに、特別な用途を限定し、早生樹施業に取り組んでいるというわけではございません。

議員の今回の質問の題名のとおり、ユーカリで森林の再生ができるのかと、当然、先ほど、冒頭申し上げましたように、森林の再生というのは、本当にこれから大変な事業だと思います。このことが、みんなが理解をしながら、少しでも、そういう取り組む方が、やっぱり、たくさんいらっしゃるという、増えていく、広がっていくということが大事です。

荒廃した、今現在の森林、この再生を目指して、少しでも、そうした事業者、企業、大学、研究者、そういう人たちと協力しながら、こうした、この事業に取り組んでまいりたいというふうに、私は思っております。

広大な森林の再生は、一朝一夕にできるものではございません。長期に継続して事業を行うためには安定経営が必須ですので、持続可能な林業システムの1つとして、早生樹施業に取り組もうとしていることは、これまで何度も申し上げてきたとおりでございます。

最後に、神戸市の取組についての感想を求められておりますが、そもそも、佐用町と神戸市とでは林の状況や、また、現在の状況に至るまでの経緯は全く異なる上に、私どもが他の自治体の事業の評価を、今、行う立場ではございません。それぞれの自治体のおかれ環境を、目指す姿によって、取り組む内容は異なって当然であります。

神戸市が在来の広葉樹を植えて、再生に取り組もうと、それはそれで、私は、非常にすばらしいことだと思います。なかなか、そういうことに取り組む自治体が少ない中で、神戸市においても、こうした山林、林業に、非常に目を向けて、市として取り組んでいこうとされているわけでありますから、それは、しっかりと、私たちも見ていかなければならないし、また、そこから、学ぶことも多いのではないかというふうに思っております。

ただ、今のところ、具体的に、詳しく事業の内容が出ているわけではありませんし、当然、これから事業が、どうなっていくのか、その結果というのも見ていかなければなりません。そういうことに対しての評価は、今、できるものではございません。

また、神戸市内にも、当然、ユーカリの栽培ということが、どういう目的か分かりませんけれども、古くからユーカリというのも、神戸市にも植栽されてきたということも聞いております。

そういう点も含めて、何か、ユーカリに問題があるのであれば、また、そういうことも神戸市からも聞きたいというふうに思います。

以上、質問に対する答弁といたします。

議長（千種和英君）

ただ今の町長の答弁の中に、答弁以外の内容が含まれておりました。

〔町長「答弁やがな、（聴取不能）何でやな」と呼ぶ〕

議長（千種和英君）

聞かれないですか。反問のは。使われないですか。

町長（庵溢典章君）

そのことを、お願いして、要求してやっとんや。

議長（千種和英君）

使われないですか。そのままでよろしいですか。

はい、そのまま進めさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、廣利議員。

10番（廣利一志君） いや、もし、確認ですが、反問権を使われるんですか。

議長（千種和英君） いや、使われないとおっしゃいました。

10番（廣利一志君） 使われない。

質問が幾つかありましたので、これ反問権だというふうに思うんですけれども、資料を出す云々の話については、これはそういう話はしました。

私は、ユーカリ専門家が、町が言う、ユーカリの専門家の方がおられます。浅田教授。

だけど、それ以外の分野の人たち、様々な分野の人たち、海外の方も含めて、5人、6人の方の意見をいただいてます。

資料を出すに際し、学者の方の身分が変更になりました。

ですから、我々は、この身分を守ることができなくなりました。

ですから、そのお名前を出して、資料を出すということが、今、承諾を得られてませんので出せません。

それから、バイオマス発電の場所の説明ですけれども、これは令和6年1月22日の全協で議事録に残っております。冒頭、利神小学校の跡地のグラウンドに云々の話がありまして、それはできないと、その後で、その近いところでバイオマス発電所をつくりたいという、これは議事録に残っております。

それから、威迫暴言については、これは私を含めてですけれども、私が確認できたのが7件です。令和5年から令和6年、令和7年、一番最近は令和7年ですけど、7件です。

で、事の詳細は、ここではいろいろあります。皆さん、ご迷惑をおかけする方もあります。これは、議長を通して、いついつの、どの発言という形は、資料提出します。

皆さんも、皆さんというのは議員の皆さんも出席された説明会であったし、住民向けのテレビ放送録画放送の中でも、それは放送されました。女性の方が質問された後に、壇上で仁王立ちになって、「説明してるじゃないか」と大きな声で言わされた。これはテレビでも放映されました。

これセクハラとかパワハラと同じで、やった方は、そんな意識はなかっても、やっぱり、ハラスメントというのは、その方が、そんなふうにお感じになったということは、これはやっぱり、我々は真剣にそのことを考えないといけないというふうに思います。

今言われた、冒頭言われた、3つの件については、そのことです。

7件の事象については、日にち、それから対象者、これは、議員も含めて、その場にいた人もいますので、当然、私1人ではありません。

質問のほうに変わります。説明会ですけれども、先ほども説明がありましたけれども、これやっぱり、事業主体の方が、本来、情報量も計画も詳細に知ってるわけですから、我々はJIAとコンタクト取れませんし、だから、その意味で、その希望がないから、あるいは、自治会長にしたからということではなくて、先ほどのような威迫、暴言があるから、住民の方は積極的には要望を出されないというところがあります。

そのところについて、やっぱり、そこに思いをいたしていただきたいなと。

当局が、そういう説明会をしないから、住民が手弁当で学者の方、方々の学者の方に連絡を取り、勉強会に来ていただいたのが、実態です。本来は、これは事業主体である3者がやるべきだというふうに思います。いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） それでは、まず、説明会に関しまして、お答えさせていただきます。

町長の答弁でもございました。現在、主伐して、これから植栽しようと計画してございます才金地区につきましては、先ほど、児玉議員への答弁でも町長が発言させていただいたとおり、自治会長に施業計画を説明し、なおかつ必要があれば住民の皆さん向けに説明させていただきますという、決して、威圧的な発言はせずに、丁寧に、ご相談をさせていただいたところでございます。

そしたら、自治会の、その役員会の中で施業計画なりを説明して、了解したんで、わざわざ説明会は要りませんというお答えをいただきました。

決して、威圧的に、説明会を開催できないように仕向けたことはございません。

とりあえず、その説明会について答弁させていただきます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 住民の皆さんは、そういう思いではないです。

自治会長さんと、やっぱり、詳細な説明がほしいと、聞きたいとおっしゃってます。

それで、科学的な根拠とおっしゃいますけれども、住民の皆さんは、これNHKが放映しましたけれども、私も全て見てないんですけど1時間半か2時間の番組でしたけども、NHKスペシャル、ユーカリが、ブラジルの森林を荒廃させてるという、ユーカリがです。

アマゾン川流域で、ユーカリを植えていたところが、ほかの植物が一切生えなくなってしまったと、そのことを放映しています。

先ほど、課長は、日本にティッシュとなって、王子製紙がつくってるのが来ると、そのいい面だけを言わされましたけども、これは片手落ちで、ブラジルの方、アマゾン川流域の方は、日本のメーカーが植えて、その後、侵略性があるユーカリで、何の植物も生えなくなって、育たなくなつたというのを、これ1時間半か2時間の番組で、これは放映しました。だから、記録が残ってるはずですので、見ていただきたいし、住民の皆さんは、これ見られたわけです。

だから、我々は、専門家と言われるところは、確かに、浅田さんしかおられないのかも分かりませんけども、私から言わせると、王子製紙の社員だった浅田さんが、王子製紙のことを悪く言うはずはないわなという思いです。

それは、いっぺん、そういうことで、可能であれば、ご覧になったらいかがかなというふうに思います。

それから、先ほどの児玉議員への答弁の中で、町長は、ユーカリ自身が、どんどん広がっていくものではないというような認識を持っておられて、発言されましたけど、これ全くの間違いです。

ユーカリの品種の中では、侵略性があるユーカリっていうのが、ユーカリしか増えない。品種っていうのはあるわけですから、実際にそのことが、実は問題になっているわけですから、そのことの答弁を訂正していただきたいなというふうに思います。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） 児玉議員への訂正をしろと、彼ら、廣利議員に言ったことは、廣利議員全く回答もなしに、本当に、一方的じやないかと思います。この議論。

先ほどの資料を出すと言ったものが、あるけれども、資料をつくっている人が、何か立場上できなくなって、変わって、それが出せない。そんな詭弁はないと思います。

実際に、それだけの資料がちゃんとあるんであれば大事なことじやないですか。しつかりと外来種を植える時に、調査をしなきやいけないんだったら、それは私達も、そういうことがちゃんと決められてるんだったらしなきやいけない。りますよ。

こういうこともね。それを出せない理由が、そんな、今言われるような理由で、誰も納得できるわけじやないじやないですか。

それと、今、説明会を、住民が求めてる求めていると、じゃあ、私にでも、少なくとも担当課にも、そういうお話をしてくださいよ。

そういうこともなしにね、自分が聞いてきて、あるんだあるんだと、みんなが言ってるって、誰ですかみんなって。

で、しかも、ねっ、威迫、脅迫した、暴言だと、まあ、私もあの会場で話を、みんな、きちっと、ああして、学校のほうが資料をそろえて、学部長、副学長まで来て説明をされていました。それに対して、一方的に、ある意味では、こちらがパワハラだとか何とか言われますけれども、逆じやないですか、あんな大きな声で、これは大きな声出して、何か違うとか何とか言われた。だから、私も、当然、それは、今、説明しているじやないですかと、説明しているがなというような言い方していませんよ。少なくとも、説明を今してないですかと言った。それは、大きな声を出さないと聞けないですよ。それが、脅迫だ、暴言だと、そういうふうに捉えられるというのは、非常に、廣利議員、一方的じやないかと思います。

それと、こうしたユーカリが、広がっていかない。

今、ユーカリというのは、少なくとも実験段階です。

こうしたセンダンのように、どんどん、どんどん広がっていくような、樹種ではないということは聞いておりますし、少なくとも切った木から芽が出ますけども、それが広がった例というのは、あまり聞いておりません。

ですから、そういうふうに広がっていくような樹種があるんだったら、それは除いていったらいいわけです。

何も、今その樹種を植えているということが、はつきりと言われるんでしたら、その樹種は、私も除いて植えるようにと、そういうふうに言います。以上。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 暴言、威迫については、これは、その会場におられた方、これが一番たくさんの方がおられた場所ですので、その話を出しているわけですけれども、女性の方でした。

で、質問をして、まだ、説明が足りない、聞かして欲しいという話の後だったんですね。で、これが、結局、そのしゃべる方と、壇上でしゃべるほうと、受け取る側の気持ちは、

これは違います。

権力のある町長が壇上で手振り、身振りを交えてしゃべる。それは、やっぱし、女性の方にとっては、なかなかこれは続けて発言するっていうことができなかつたと、私は、それは説明会として、本来の説明会のあり方とは違うんじゃないかなというふうに思います。

それについては、その認識はないですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君）

庵澄町長。

町長（庵澄典章君） そういうですね、それが、その方にとっては、そういうふうに思われたか、その時にね、ただ、後々それによって、説明会をしてくださいとか、いろんな意見を言う、言われない。そんな方でもないと思いますし、それは、幾らでも機会はありますし、廣利議員もいろんな説明、自分たちの仲間で、いろんな方を交えて、こうした勉強会もされたということですので、そういうことの中で、どういう意見があつて、どういう皆さんのが思ひをされているのか、本当に、それはそのまま、それに根拠もあれば、特に資料もつけて、私たちいただければ、幾らでも、その方のところへも行って、説明もさせていただきます。

それだけのこと、立って発言するというのは当然です。

別に、それが威迫暴言だといひわれは、ひとつもないと思っています。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君）

廣利一志議員。

10番（廣利一志君） そこは、もう、ですから、全く認識が違います。

威迫暴言ではないとおっしゃいましたけれども、それは、やっぱり、それは、圧倒的な権力を持つ人が大声で静止するかのような形で身振り手振りでしゃべっていくというのは、それは、当然もうびっくりされて、以後の質問等については、なかなかもう発言もできなかつたということですので、私は、そこは、もう一度、本当にそこは考え方直していただきたいな。だから、そういう説明会ではないというところについて、やっぱり、きっちり言っていくことが必要だというふうに思います。

それから、バイオマス発電については、先ほど、議事録がいつの議事録かというのところについては説明しましたけれども、バイオマス発電、あるいはパルプ製造、アロマ、これは3月の議会の中でもそんな話で、結局、住民、町民の皆さんには、何のためにユーカリを植えるんだ。目的は何なのかと、当初は、バイオマス発電だと聞いたのに、いやあ、コアラに食べさせる餌になるかも分からんと。あるいは、そのパルプ製造かも分からん。そのところについて、明確に、協定書まで結んでるわけですから、何のために植えるんだということを明示していく必要があると思う。

バイオマス発電は、昨日の答弁の中でも、先ほどの児玉議員の質問に対しても、費用等でできないなことを言われてます。そしたらバイオマス発電ではなくて、アロマだとか、パルプ製造というふうに言われてるわけですから、このやっぱり経費、あるいはコスト計算で、このことを、やっぱり、はっきりと示していかないと何のために本当に、バイオマス発電じゃなかつたのという形で言われる方も、当然、あるわけですね。

だから、そのあたりを、パルプ製造のコストの明示こそ、これがやっぱり事業化できる

というのを示していただきたいなというふうに思うんです。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵溢町長。

町長（庵溢典章君） 非常に、そういう用途について、こだわられますけど、私は、そんなにこだわることではないと思います。

木の用途というのは、少なくとも、いろいろな用途が変わってきました。

これまでにも杉やヒノキ植えた時もですね、建築用材として、みんな一生懸命育ててきた。それが、今、パルプ、バイオマス発電の燃料、多くは、そういうところ、また、合板とか、そういうものに使われるとか、いろいろと用途は変わります。

当初、当然、ああした、今もそうですけれども、地球温暖化のこの対策の中で、自然エネルギーというものの、再生可能エネルギーを、やっぱり国としても、社会として、これをもつともっと、やっぱり取り組んでいかなきやいけないという、そういう中で、バイオマス発電も1つの大きな木の用途、木材の利用用途ということで、そういうことも、企業として、今後は、それは町がしているんじゃないくて、企業として、それをやろうとすれば、それは、町としても、当然、応援はしていく。そのことは申したと思っております。

ただ、木の用途は、それだけじゃない。今、さらに、その後、化学メーカーが、今、非常に研究している今後の木の、木材の用途で非常に、いわば明るいものが見えてきたのは、それはセルロースです。グリニン。

このプラスチックの材料として、木が燃やしてエネルギーだけでするんじゃなくて、少なくとも用材として、原料として、鉄やアルミに代わるものとして使われるようになってくれば、これは非常に大きな木の用途が革命的に変わってきます。

既に、そういうことが、もう一部では使われてきている。

だから、そういうふうな研究も、どんどんされている中で、何を、ここで限定して、何の用途にするために植えているんだと、そんなことに、私は、こだわる必要は全くないと思ってます。

もっともっと木がたくさん使われて、有効に使われることがあれば、そういうことに取り組めばいいわけですから。なぜ、そういうふうなことにこだわられるのか、そのことについても、私は理解ができません。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） いや、これすごく大事なことで、気にしないとおっしゃるほうが、私はおかしいというふうに思います。

要するに、例えば、バイオマス発電と、かなりの材木が必要なんですけれども、費用の分担とかいうことが発生してくるわけですけれども、例えば、これはパルプの製造だとか、アロマだとバイオマス発電とは、随分違ってきます。だから、これは目的が何かっていうことは、一番大事なことだというふうに思います。

JIA社は、ジャパンインベストメントアドバイザーですけども、事業主体の1つですけども、こんなふうにおっしゃってます。

地域貢献に関する考え方ということで、JIA社は、地方銀行、信用金庫と強いパイプが

あると。地方の人口減少、産業の衰退、空洞化に対して強い危機感を持っている。ですから、事業が地域の活性化につながればと考えていると。いろいろ、佐用町のこととも念頭に置きながら、こんなことをおっしゃってます。

具体的に、人口減少とか産業の衰退空洞化、このことについて、JIA 社から具体的な提案、施策、あるいは、町当局への相談等は、今まであったんですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） JIA の社長とも何回かはお話をさせていただきました。

そうした、社会貢献、会社としてのですね、そういうことにも非常に关心を持って、私は、いろんな事業に取り組んでおられるということは感じております。

そうでないと、なぜ、こんな、山の今すぐに利益が上がらない、こういうものに大きなお金を投資しながら、やっていただけるような企業というのは、まずないじゃないですか。

JIA ほかに、なかなか、私は、そういう企業は見当たりません。

その中で、今、木材が非常に有望、将来に利用が有望な素材として研究をされている。そういう話をですね、私はダイセルさん、ダイセルの社長とお話しして、お聞きして、そういう企業も、やはり山に、山林に対して、山の資源について、やはり民間企業は、先々いろいろと考えながら、やっぱり企業として考えて研究されてるんだなということは聞いて、感じております。

だから、JIA さんにとっても、少なくとも余裕ある業績のいい、その会社の財務状況の中で、当然、会社ですから、地域貢献だけを考えているわけではないと思います。自分の会社のそれぞれの会社の将来の経営、企業の利益ということも、当然、考えられると思います。

でも、そういう中で、先ほどのような情報も全部つかんでおられると思います。

でも、どちらにしても、山に木を植えて育てるというのは、そんなに簡単なことじゃない。だから、それを一緒に、こうして取り組んでいただいていること自体が地域貢献じゃないかというふうに思っております。

それ以上に、地域貢献、何してください。当然、企業版のふるさと納税はしていただいているりますけどもね。それ以上に、今、新たに何をしてくださいとか、何をしますというような話をできるものでもないですし、その以上に必要ないというふうに、私は思っております。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 一般的な答弁ではなくて、私、具体的な話をしてるわけです。

で、地域貢献の中身を聞いているわけです。

具体的に 2 つです。人口減少と産業の衰退化、衰退空洞化です。この提案施策が、あつたのかどうか。

あるいは、当局に相談があったのかどうかを聞いてる。あったかないかです。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） あつたかないかじやなくて、実際に、それをやってますという。既に実行している。

このユーカリの植栽事業、このこと自体が地域の経済、また、雇用に貢献する。もう、そういう話をする前に、もう実際の実行として実行していただいてるじゃないですか。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 具体的な提案として、ユーカリのことがあつて、これが人口減少の抑制策につながると、それから産業の衰退、空洞化に対して歯止めをかけるという答弁でいいんですね。

私は、それは、ちょっと、具体的な、この人口減少、これはもう喫緊の課題なわけですから、どの程度、理解されて、どういう提案があるのかということについて、ぜひ、お聞きしたいし、説明会にも来ていただきたいなというふうに思います。

もし答弁があればですけど。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） そのようなことを、JIAさんに要求する。求めること自体、本当に、ある意味では、企業さんたちには、非常に失礼です。

JIAが、今の段階でも、これだけ、それぞれの会社の本当に利益の中から、いろんな、この事業にも取り組んでいただいているという。これだけでも、私は、これで人口減少に歯止めをかける。地域の活性化になるのかと、それは廣利議員も、そんなことはならんだろうと言われますけども、でも、なるかならないかじやなくて、私も非常に難しいと思いますけども、こういうことをしていただいていること自体、それは、やっぱり町にとっては、非常に感謝しなきやいけない、ありがたいと思ってますし、それ以上に、JIAさんだけにそのことを求める。そのことが会社の理念として言われてるから、じゃあ、何をしてくれてるんですかなんて、そんなこと聞けますか。そんな失礼なこと、私は聞けません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 私は、JIA社が何か要求して、この人口減少、あるいは産業の空洞化のことを言ってるわけではないと思います。

だから銀行とのつながりがあるという中で、このことをおっしゃってるわけですから、それは聞くのは、何の失礼でもないと思います。

協定の3者が協定を結んでるわけですから、何のここには、さも当然ないわけですから、

これは、どういう意味ですかと、佐用町は人口が、ものすごく減ってると、このことについて、お考えを聞かせていただきたいというのは、当然のことではないですか。

まず、そのことを、ちょっと、もう1回、指摘しますけども、今の答弁では、私、納得できません。

で、神戸市の取組について、どちらかというと、これは、神戸市の取組を、ちゃんと調べられて、おっしゃってるのかなと。佐用町と神戸市ですから違いもありますし、共通点もあります。共通点は、もっともっと、あるのかも分かりませんけども、佐用町と神戸市、実は、森林域が、ものすごく、町域の中で8割、神戸市は4割が森林域。

それと、実は、神戸市には、森林事業者というのがいません。市場もありません。佐用町と一緒になんです。

それから、これ一番大事なんですけども、森林再生というのをやろうとしているわけです。佐用町も、まさに森林再生をやろうとしてるんです。

だから、そのところで、私は、神戸市の今までの取組、あるいは、今年から、また、予算をいろいろ拡充して、やっていく取組については、私は、この森林再生の取組については、大いにやっぱり、参考にしないといけないというふうに思い、詳しくは、後ほど触れますけれども。

ただし、相違点もあります。神戸市と佐用町。もう、全く人口が違います。100倍ぐらい違うわけです。

で、佐用町は、外来種のユーカリを植えようとしています。森林再生、1つの方法として。神戸市は、在来種の広葉樹ナラの木を植えて、再生をしようとしています。

で、一番大きな違いは、佐用町と神戸市一番大きな違いは、市民住民の理解です。全く違います。

また、機会があれば、覗いてもいただきたいし、ホームページが、いろんな写真もアップしておりますので、市民がたくさん参加して森の中へ行ってるという取組があります。

こんなことを、1つの大きなテーマにして、神戸市は取り組んでます。森の未来都市神戸。要するに、人口の多いとか、それから、いわゆる都市のところを前面に出すのではなくて、4割の地域を占める森林、このことを森の未来都市神戸という形で取組を、様々な取組をしております。

1つは、木材を活用していくという方法の中で、神戸ウッド、神戸の木と神戸ウッドというロゴマークを使いながら、神戸市で採れた原木製品などについて、このロゴを使えるような形をしております。

それから、今ある木を伐採すると、当然、生物多様性、CO2の問題等々を、この森をよくする伐採という位置づけの中で、雨水を蓄え、地下水を安定的に供給する。このあたりを市民の皆さんに訴えていくというところが、取組としてされてるわけ。だから、これは先ほど言いましたように、市民の皆さんの納得性があると、理解があると。その意味で、我々は学ぶところがあるのではないかというふうに思うんです。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君）

庵遼町長。

町長（庵遼典章君） まあ、神戸市も、本当に、今年から、そういうことで本格取り組むという話ですけども、これまで、どうして、どんな取組をされたのか。

特に神戸市は、いわゆるイメージ的には都市です。でもやっぱり、神戸市の北のほう、山林もあります。特に、六甲山、これはもう都会、都市に隣接した、市民の憩いの場です。

今言われる、町民の市民の理解があると言われるのも、市民が、やっぱり自分たちの憩いの場として、あそこに公園のような形で、みんな、いつも、そこに関わっておられます。そういう中で、理解があるというふうに、私は言われるんだと思いますけども、神戸ウッドというふうなことで、どう使われるのか。じゃあ、今、ナラの木を植えるんだと、そのナラの使い道、なかなか、これ燃料ぐらいにしか、チップ、燃料、パルプ、そういうことにしか、使う用途は、非常に限られています。

ですから、神戸市が、そういう在来種のものを植えて、そういうふうに、特に都市部、人口も100万を超える街です。そういう中の一部の市民が、本当に、当然、環境として、山林、山を、非常に皆さんに関わって、山で過ごす、キャンプをしたり、また、ハイキングしたり、そういうことで、近くでされる条件は神戸市には整っています。

ただ、当然、廣利議員も言われますように、佐用町とは全く条件が違います。佐用町のようなところに、同じことをできるわけでは、しても人が来るかどうか。来る人は少ないし、神戸市が、どれだけのお金をかけてされるか分かりませんけども、誰がお金を出すのか分かりませんけども、神戸市の財政から言えば、今、それに事業として、行われる、どれだけの予算を投入されているのは分かりません。これから、だから、私も神戸市の取組が悪いとは言ってません。非常にすばらしい取組を、今度、されるんだなというふうに言っているですから、それも、しっかりと見させていただいて、参考にできるところは参考にさせていただきたい。

神戸とは、いろんな意味で非常につながりを持って、今、交流もしています。

私も町長は、これで退任しますけども、現久本市長とは、個人的にも非常に親しく付き合いさせていただいております。その中心になっている副市長ですか、そういう方にも、また、近々、お話を聞きたいなということで、佐用町に来てる職員に向こうのコンタクトを、向こうの局長なり課長に頼んで、取ってくれるように頼んでおりますので、また、いろんな話も聞かせていただきたいと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 神戸のナラですけれども、何に使うのかというところで、単純に、まきとかばっかりではないと、フローリングとか家具に使われて、木材を利用して、今ある木です。

ならの木が、神戸市は多いと、その活用を神戸産の木材という形で使っていこうと、佐用町も産官学というふうに連携をすると、連携をしているということなんですけども、まさに神戸市は産官学です。

大学も、それから企業も、これ民間主体です。どこかの会社ということではなくて、民間の中には個人も含めて、民間主体で伐採した木の活用と、神戸大学がいろいろ研究をした結果を、この広葉樹を使って再生、森林再生をしていこうという取組なんです。

だから、目に見えるところで、事業者も、参加する事業者も市民も神戸の方、JIA、佐用でするところのJIA社が、我々は知りません。その会社、一応資料では分かりますけども、見ていますけれども、しかし、先ほどの具体的な人口減少なんかについて、どんなご意見を持って、佐用町に、どういうことをしようとしているのかなというようなことが見えない。だから、その意味では神戸市の取組っていうのが、市民の理解を得るっていうについては、これはもう町民の方にお話をしたら、全くそのとおりという形になるんだろうなというふうに思います。

そういう取組について、資料等、あるいは、お話を聞かれるということですので、ぜひ、それはユーカリが、外来種のユーカリが1本で、森林再生ではなくて、神戸市が取り組んでいるような広葉樹、在来種の取組っていうのを、やっぱり考えていく1つのきっかけになればなというふうに思うんです。いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵澄町長。

町長（庵澄典章君） ですから、当然だと、私も思っております。

ユーカリをですね、皆さんも、ユーカリ、ユーカリのことばっかり頭に入れて、前提に言われますけども、この山、山林、佐用町の山、2万5,000ヘクタール、佐用町あります。その中で、半分は広葉樹です。

その中で、神戸市と同じように、そうしたクヌギ、ナラ、こういうのが、この中国山地、私たちの、この地域は非常に多かったわけです。ですから、今後も、当然、神戸市と同じように、今ある、本当に枯れてしまって、ナラ枯れと言われるような形で、大きな木が枯れてっておりますけれども、そういうものを活用していくという。それも切って、また、若返らせる。だから、それは切って、また、本当に、また、次のナラ、新芽が出て、ナラやクヌギが生えて、育てていくという、こういうことも組み合わせて、当然ないと、そこに全部、ユーカリなんか植えるわけがない。植える必要もない。

ですから、神戸市が、そういう形で、取り組んでいこうとされていることについては、私も、今、申し上げましたとおり、神戸市として、そういう関心を持ってやっていただくこと、私は、これは非常にすばらしい取組だと思ってますから、参考にできるところは、当然、参考にしながら、佐用町は佐用町としてできること、そんな企業が佐用町にあるわけない。そんなお金を出してくれる企業が佐用にあれば、それはそれでやれますよ。そういう人があるんだったら連れてきてください。来ていただければ非常にありがたい。

でも、佐用町でやれる方法でしかやれない。

そういうことで、私は何とか、同じように、目的は一緒なんですから、頑張っていきたいと思っています。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 一応、神戸の取組、7月、8月、いろいろ取組をされてきたんですけど、今、9月、神戸市の取組の中で、こうべ森と木のプラットフォームということで、地域の…、地域の方ね、地域の森林に関わりたいと思う人が出会い、意見交換する場と、やっぱり、山に関心を持っていただこう。説明会という形ではなくて、やっぱり、足を運んでいただこうと、山のことを見ていただこう。それで、どういう問題があるんだということで取組を、こうべ森と木のプラットフォームということで、これ9月に、その行事を年間通してされてるんですけど、9月が調べて見ますと、森林浴のヨガだとか、昆虫観察会、早朝探鳥会、きのこフェスタ、どちらかというと、最初に山に入るきっかけづくりを、全然、山に来たことがない人たちに、そういうイベントをして、山に関心を持っていただこうと、実は4割も椎木があって、放置されると、荒廃していると、その再生を取り組んでいるんだというところを市民の皆さんに見ていただこう、知っていただこうという機

会を設けているわけです。

全てが同じことをやらなくともいいと思うんですけども、なんかやっぱり、そういう威迫暴言ではなくて、理解を、市民の皆さんとの理解を得られやすい方法を考えておられるなというふうに思いますので、ぜひ参考にしていただければなというふうに思います。

私の一般質問をこれで終わります。以上です。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月12日から16日までは本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

次の本会議は、9月17日、水曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さまでございました。

---

午後05時00分 散会